

令和5年加美町議会第3回定例会会議録第3号

令和5年9月14日（木曜日）

出席議員（17名）

1番	尾出弘子君	2番	佐々木弘毅君
3番	柳川文俊君	4番	味上庄一郎君
5番	早坂伊佐雄君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	米木正二君	16番	伊藤淳君
17番	早坂忠幸君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	石山敬貴君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	相澤栄悦君
危機管理室長 兼新型コロナウイルス感染症対策室長	佐々木功君
企画財政課長	佐々木実君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	伊藤一衛君
地球温暖化対策室長	早坂卓君
税務課長	塩田雅史君
産業振興課長	尾形一浩君
農業振興対策室長	鎌田裕之君
森林整備対策室長	阿部正志君
建設課長	村山昭博君

保健福祉課長	森田和紀君
子育て支援室長	鎌田征君
地域包括支援センター所長	川熊裕二君
上下水道課長	齋藤純君
会計管理者兼会計課長	大場利之君
小野田支所長	内海茂君
宮崎支所長	嶋津寿則君
総務課課長補佐	内出泰照君
教育長	鎌田稔君
教育総務課長	遠藤伸一君
生涯学習課長	浅野仁君
農業委員会事務局長	庄司一彦君
監査委員職務執行者	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	猪股良幸君
参事兼次長兼議事調査係長	青木成義君
主幹兼総務係長	渡邊和美君
主事	鈴木智史君

議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 承認第 4号 専決処分した事件の承認について（令和5年度加美町一般会計補正予算（第3号））
- 第 4 議案第70号 加美町住民バス条例の一部改正について
- 第 5 議案第71号 加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第72号 加美町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第73号 加美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一

部改正について

- 第 8 議案第 7 4 号 加美町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 7 5 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第 1 0 議案第 7 6 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第 1 1 議案第 7 7 号 工事請負契約の締結について（令和 5 年度野寺橋ほか 1 橋修繕工事）
- 第 1 2 議案第 7 8 号 工事委託に関する協定の締結について
- 第 1 3 議案第 7 9 号 大崎市と加美町との大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約の締結に関する協議について
- 第 1 4 議案第 8 0 号 訴えの提起について
- 第 1 5 議案第 8 1 号 令和 5 年度加美町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 6 議案第 8 2 号 令和 5 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 7 議案第 8 3 号 令和 5 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 8 議案第 8 4 号 令和 5 年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 9 議案第 8 5 号 令和 5 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 0 議案第 8 6 号 令和 5 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 1 議案第 8 7 号 令和 5 年度加美町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 2 認定第 1 号 令和 4 年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 3 認定第 2 号 令和 4 年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 4 認定第 3 号 令和 4 年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 5 認定第 4 号 令和 4 年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 6 認定第 5 号 令和 4 年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 7 認定第 6 号 令和 4 年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 8 認定第 7 号 令和 4 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 第 29 認定第 8 号 令和 4 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 30 認定第 9 号 令和 4 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 31 認定第 10 号 令和 4 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 32 認定第 11 号 令和 4 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 32 まで

午前10時01分 開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、ご起立願います。

おはようございます。3日目、よろしく願いいたします。

着席願います。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、総務課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。皆さん、おはようございます。

昨日の佐々木弘毅議員の一般質問の中で、住民投票についての説明をいたしまして、不足をしておりましたので、改めて説明をさせていただきたいと思っております。

昨日の説明の中で、住民投票について、まちづくり基本条例第20条で規定されている旨、第1項だけ読み上げて説明をいたしましたが、第2項で、住民投票の実施に関しては、必要な事項はその都度、別に条例を定めますという条項の説明が抜けておりましたので、補足をさせていただきます。

昨日、大変誤解を招くような、また不用意な説明をしてしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8番伊藤由子さん、9番木村哲夫君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（早坂忠幸君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き通告のあった順序で行います。

それでは、通告10番、1番尾出弘子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔1番 尾出弘子君 登壇〕

○1番（尾出弘子君） では私から、新町長誕生ということで、町民は新生加美町に対して大きな期待を持っています。様々な課題がありますが、次の点についてお伺いします。

1、公約及び諸課題について。

①汚染牧草の早期処分について。

②指定廃棄物最終処分場の白紙撤回について。

③防災行政無線の整備について。

④子育て支援について。

以上お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。尾出議員をはじめまして、皆様、改めまして、おはようございます。

本日の議会、3日目になりますけれども、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

今、4項目に関しまして、ご質問いただきました。順次しっかりお答えさせていただきたいと思っております。

①としまして、汚染牧草の早期処分について。1点目の汚染牧草の早期処分についてでございますけれども、これは私の思いとしましても、加美町の基幹産業、農業に対する影響というものがないわけではございません。とにかく様々な手を尽くして、早期処分というものをしっかりと行っていかなくてはならないと、まず思っております。

順次説明を続けさせていただきますが、現在、町内におきましては3,666トンという汚染牧草、稲わらというものが一時保管されております。そのうち、400ベクレル以下の782トンにつきましては、牧草地へ農地還元し、減容化することとしております。

今年度は、農家保管分約455トンと農地還元処理する見込みで、残りの町保管分約327トンを令和6年度に処理することができれば完了となります。

400ベクレルを超える汚染牧草につきましては、放射性セシウム濃度の再測定や堆肥化により、400ベクレルを下回ったものについては農地還元処理を行い、それ以外のものにつきましては、情報収集を行いながら検討してまいりたいと思っております。

まずは町でできる部分から減容化に取り組み、早期処分を行っていきたいという考えでおります。

②指定廃棄物最終処分場の白紙撤回について。2点目のご質問については、柳川議員、佐藤議員と同様の答弁になることと思っておりますけれども、ご容赦願えればと思っております。

市町村長会議が開催された際におきまして、指定廃棄物最終処分場建設に伴う候補地として

選定された3市町の首長が環境省に対し、候補地の返上と白紙撤回を表明しております。

宮城県としては、早急に対応しなければならない8,000ベクレル以下の放射性廃棄物処理を優先して今後進めていくこと、また指定廃棄物最終処分場建設候補地に関しては、8,000ベクレル以下の放射性廃棄物の処理が宮城県内で落ち着いてから再度、市町村会議で検討し、宮城県として一定の方向性が出るまで、候補地の詳細調査凍結について、環境大臣に対し要望書を提出し、環境大臣においても、宮城県の意向を尊重し、詳細調査凍結を受け入れているといった状況です。

今後につきましても、これまで加美町が一体となり指定廃棄物最終処分場候補地阻止に尽力してきたこと、引き続き宮城県と連携しながら、断固として指定廃棄物最終処分場建設に反対していきたい。また、環境省に対しても働きかけを行っていきたいと考えております。

また、追加ですが、これも繰り返しになりますが、8月25日、宮城県知事と面談させていただきましたときにおきましては、知事より、県内における最終処分場建設には反対だといった旨の言質をいただいているところでございますし、また今般、加美町出身の伊藤信太郎衆議院議員が環境大臣になりました。そのことも併せまして、引き続き環境省に対しても、最終処分場建設に関することの反対の旨というものをしっかりと継続的に訴えていきたいと考えております。

③防災行政無線の整備についてお答えさせていただきたいと思えます。

昨年7月の豪雨被害におきましては、尾出議員のご当地でもあります鳴瀬地区が水害に見舞われたといったようなことがありまして、改めてそのことに関して、被害に遭われた皆様にもお悔やみ申し上げたいと思っております。

このことを鑑みましても、災害におけること、その状況について町民の皆様にはしっかりと情報を伝えていくといったことが、まず第一義的に私は重要かと思っております。そのような前提を踏まえて、詳細に説明させていただきたいと思っております。

近年、地震や台風だけでなく、線状降水帯による被害が顕著であることや、北朝鮮による弾道ミサイルの発射など昨今の国際情勢を踏まえると、過去の大規模災害の経験の有無にかかわらず、災害の頻発化、激甚化や国民保護事態に備えて、住民に対しての災害情報伝達の多重化整備を行う必要が高まっておりと認識しております。

しかしながら、現在整備されている他の自治体の中には、防災行政無線に関して、地域全体を100%カバーすることは難しい場合もあるようです。住民から、大雨や台風時に聞こえないなどの問合せもあるといったような事実がございます。

この点におきましても、加美町に見合った防災無線の設置ということを考えながら、全てに満遍なくということだけでなく、その部分に関する整備というものを検討しながら考えていかなければならないと思っております。

いずれにしましても、防災無線のみならず、例えば昨日も話題になりましたが、災害情報をしっかりと皆さんの携帯電話等に伝わっていくようなアプリケーションなど、そのような最新技術も使用を考えながら、いずれにしても災害情報というものをしっかりと町民の皆様に伝えていくように、町としては引き続き努力していきたいと考えております。

④子育て支援についてお答えさせていただきます。

現在、町は第2期加美町子ども・子育て支援事業計画、加美町次世代育成支援行動計画の下、子ども・子育て応援社会の実現、子どもを安心して産み育て、子どもが健やかに育つまちづくりを基本理念として、住民と行政が一体となって、地域全体で子どもと子育てを支えるまちづくりを推進していきます。

また、国においては今年4月から、こども家庭庁が始まり、本格的な少子化対策として子どもの貧困対策や児童虐待対策を進めるとしており、各種事業を展開しておる次第でございます。

しかし、子育て世代が抱える問題と環境は年々多様化し、一人一人きめ細かな対応を目指しているものの、依然少子化に歯止めをかけるまでには至っていないといったのが現状です。

町が抱える子育て支援の課題としては、1に少子化、2に貧困、3に児童虐待が挙げられると考えております。

1つ目の少子化についてですが、町の出生率の推移は、平成25年から平成30年の5年間では、年間約100人から150人で推移していましたが、令和元年は110人、令和2年は86人、令和3年81人、さらに昨年度は86人となっており、この3年間は年間100人を切るような状態になっております。

町ではその対策として、安心して産み育てられる環境を整えるために、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行っておりますが、国の出産・子育て応援給付金を活用し、妊娠期から出産、子育てまでの一貫した相談に応じる伴走型相談支援と、経済的支援として出産・子育て応援給付金事業の実施などを行うことにより出生率の増加につなげていきたいと考えている状況ですが、まだまだ成果が見えていないといったのが現状でございます。

2つ目の貧困についてですが、児童手当受給世帯及び児童扶養手当受給世帯における非課税世帯数が昨年と比較すると増加傾向にあることから、経済的困難を抱えた子育て世帯への対策を講じることが急務ではないかと考えております。

3つ目の児童虐待については、要保護世帯数は横ばいで推移しておりますけれども、対象児童数は増加傾向にあります。これは、要保護世帯の中で児童数が増えたことを意味しております。

2つ目の貧困及び3つ目の児童虐待については関連するところがあるのではないかと考えており、それについては児童虐待防止対策連絡協議会や実務者会議において、関係機関と情報共有や支援の在り方を協議しながら対応していきたいと考えております。

今後も、限られたマンパワーの中で、加美町に合った施策を取捨選択しながら、声なき声を上げ、きめ細やかな子育てを推進していきたいと思っておりますので、機会ごとに議員よりも様々なご意見を賜ればと考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） それでは、汚染牧草の早期処分について、再度質問いたします。

まず、早急に処理するための方法とスケジュールについてお尋ねします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

早急に処理するスケジュールでございますけれども、まず今、町長の答弁にもございましたが、できる部分から取り組んでまいりたいと思っております。400ベクレル以下の牧草につきましては来年度で処理できるように取り組んでまいりたいと思っております。

それ以降の話になりますけれども、すき込みをできるものが400ベクレル以下ということでございますので、400ベクレルを少し上回っている牧草の濃度を再測定いたしまして、400ベクレルを下回っていれば、またすき込みにより処理してまいりたいと考えております。

そのほかに処理方法といたしましては、堆肥化による農地還元というものもございますが、堆肥化するに当たりまして、じゃあどこで堆肥化するのかとか、そういった、まだ課題もございますので、そういったものも併せて検討しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 焼却処分もお考えのようですけれども、大崎広域での焼却はいつから可能になるのでしょうか。たとえ可能となった場合は、400ベクレル以上の汚染牧草の混焼処理に何年かかると見込んでおりますか。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長です。

現在、大崎広域の汚染牧草等の焼却処分につきましては、大崎市、涌谷町、美里町、1市2町で実施しておりまして、令和8年度までかかるという情報を得てございます。その後ということになりますので、加美町でそれを実際、大崎広域にお願いするということにつきましては、今後広域に町として、そういったお願いをするに当たりまして、いろいろほかの情報等々、あと各構成の首長等とお話合いを持って決めることになると思いますので、今後のスケジュール的なところはまだ未定でございます。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） では、かなりの時間がかかると推測します。そうであれば、むしろ焼却に頼らずに、400ベクレル以上のもも堆肥化して草地還元したほうが農家のためになるのではないのでしょうか。今や肥料や資材が高騰し、なかなか自前で草地更新ができないでいる農家にとってはありがたいことだと思います。

次に、大崎市では県から紹介された事業者に委託し、8,000ベクレル以上で未指定の稲わらを県外処理するとの報道がなされましたが、県民からは、自分のところから汚染牧草がなくなればそれでいいのかとの批判もあります。このことについて、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ご質問いただきまして、ありがとうございます。先般も県外焼却のお話、話題として味上議員よりも出たわけですが、先ほどの大崎広域での焼却といったようなこともまた非常に今、尾出議員ご指摘のように、やはり自分のところで処理できないものをほかの地区に持ち込んでといったようなことで、住民感情として納得いかない方々も大勢いらっしゃるといったようなことは私も聞き、それを理解しております。

ただ一方で、先ほど答弁の中でも触れさせていただきましたが、私たちの加美町の基盤産業である農業といったものを今後きちんと立て直していくといった上で、決して、やはり水源地に置かれている放射能汚染牧草、稲わらというものがプラスになると考える方は誰もいないかと思っております。

したがって、様々な方法というものを私は否定することなく、常にどのようにしたら私たちが抱えてしまった放射能汚染牧草、稲わらを処分できるかということを皆様から知恵を出し合いながら解決していきたいというふうに、まず基本姿勢として思っております。

当然に今、尾出議員からもアドバイスいただきましたとおり、今農家にとりましては、肥料

または餌、飼料が高騰しておりまして、牧草というものも、これは今育てている牧草のことですけれども、非常に、特に海外産のものが高価になっていて、畜産、酪農の経営者の方々を圧迫している状態です。むしろすき込むことによって草地更新ができるといったような声も聞こえてきているのが今の状況ですので、そのような理解も得つつ、しっかりと農家のためにもなりつつ、かつ汚染牧草、稲わらというものの早期処分にこれからも取り組んでいきたいといったような考えでおります。

すみません。県外焼却に関する答弁が少し抜けたようですので、引き続き。県外焼却ということも同様でございまして、やはり否定することはなく、しっかりと、どのようなものかということをおもでもまず研究させていただきたいと思っておりますし、しかしながら、繰り返しになりますが、その場合も、当地の焼却地となる場所の住民の皆さんの気持ちといったものにもしっかりと配慮して判断していかなければいけないことかなと捉えております。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 400ベクレル以上の処理についても、焼却や県外処理ではなく、堆肥化による、もちろん科学的な実証が必要となりますが、そこをクリアできれば、農地還元による処分を前向きにご検討ください。よろしく願いいたします。

次に、指定廃棄物処分場の白紙撤回について、資料をお願いします。

石山町長は、選挙期間に発行した、これですね、法定ビラに、最終処分場の建設は2016年に宮城県が既に白紙撤回していますと赤い文字で書いております。その根拠を、先ほども説明ありましたけれども、お示しいただきたいと思えます。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ご質問ありがとうございます。確かに私、法定ビラで、宮城県も白紙撤回と書きました。その根拠となるものというのは、先ほども答弁で上げさせていただきましたが、もう一度読み上げさせていただきますと、この対象となった3市町の首長から環境省に対して候補地の返上と白紙撤回を表明したと。それを受けて、宮城県としても、8,000ベクレル以下の放射性廃棄物処理を優先して進めていくといったようなことや、また、そのようなことを受けまして、宮城県としても一定の方向性が出るまで候補地の詳細調査凍結について、環境大臣に対して要望書を提出、そして環境大臣においても、宮城県の意向を尊重し、詳細調査凍結を受け入れたといったような状況がございました。

そのときにおきまして、河北新報等でも、事実上の白紙撤回といったような見出しの下に報道されたといったような経過がございました。

それを受けて、言葉足らずだったのかもしれませんが、私のチラシの中では、宮城県も白紙撤回といったようなことを採用させていただいたといった次第でございます。

先ほども答弁の中で繰り返し申しましたけれども、現状としてご認識いただきたいと思っておりますが、現状の段階におきましては、知事も最終処分場というものを県内に建設することには断固反対であるといった態度を示しておりますし、環境省にも引き続き、本当の意味での白紙撤回というものを断続的に求めていくといったような態度で、これからも臨み続けていきたいと思っておりますし、私個人的な思いとしましても、最終処分場建設には断固反対でございますので、その辺に関しましては、多くの皆様が共通概念として、本当に安心できるようになるまで引き続き要望を続けてまいりますので、どうぞ尾出議員、多くの皆様、ここにお集りの議員の皆様にも、その点に関してご協力いただければと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） では、資料をお願いします。

知事は平成27年8月3日に記者会見で、「詳細調査は国が必ず行うと言っている以上、宮城県も必ず行うということをはっきりと申し上げたいと思っております」。また、2016年、平成28年3月22日の宮城県知事記者会見では、「これは国の事業ですから、国が白紙撤回だと言わない以上は白紙撤回はできないんです」と答えています。

また、令和4年5月18日の河北新報によりますと、山口環境大臣はインタビューに答え、「宮城県内に最終処分場を設置する方針に変わりはない」との答えを示し、処分場の整備方針に関して、「全然変わっていない」と繰り返し発言したとあります。

環境省のホームページを見ても、県内の3地域は今も候補地であることに変わりはありません。

つまり、県には候補地を白紙撤回する権限はなく、田代岳は今も最終処分場の候補地であり、白紙撤回しましたというビラの内容は事実ではないということになります。

町長は、法定ビラの内容は事実ではないことを認められますか。明確にお答えください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 明確にお答えさせていただきますと、事実ではないというふうには、私は答えなくてもいいかと思えます。事実上の白紙撤回というような意味で使わせていただいたということで、白紙撤回という言葉の意味、使い方というものがお互いに少々解釈が違っていたというふうに、ここではお話しさせていただきたいと思えます。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） でも、一般町民がこの文章を見て、事実ではないということとはちょっと違うとは思え止めないと思うんです。これはそのまま受け止めると思いますよ。もしこれが事実ではないというのであれば、この行為は公職選挙法第235条の虚偽事項の公表罪、第2項の後段にある、事実をゆがめ公にした者は4年以下の懲役もしくは禁固または100万円以下の罰金に処すということに当たるのではないのでしょうか。町長には、公的資金で製作した法定ビラに虚偽記載したことを素直に認め、謝罪し、指定廃棄物最終処分場建設のため詳細調査及び建設に断固反対するという姿勢を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 尾出議員のご指摘で、本当の文言どおりの白紙撤回、つまり環境省も宮城県も事実上の白紙撤回ということではなく、真の意味での白紙撤回というところまで、その文意の中にお求めであるならば、一部不正確だった表現をしてしまったのかということで、その点に関しては、私自身の配慮のなさだったということは、今ここで申し訳なかったということをお詫言わせていただきますが、現状を鑑みたときに、当時の、間違いなく河北新報等でも報道があったとおり、事実上の白紙撤回の現状認識になってきているといったようなこともまた事実として報道されたことをございます。

ですので、今後は私自身も改めて現在の立場も踏まえまして、言葉の一言一言に対して細心の注意を払っていくということを誓わせていただくとともに、これも繰り返しになりますけれども、最終処分場の建設に対しては私も断固反対の立場、そして、これは尾出議員ご解釈のとおり、環境省からの、例えば候補地の返上等も間断なく環境省に訴え続けていくといったようなことを考えていきたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 13日の内閣改造で伊藤環境大臣が就任されましたので、ぜひ石山町長も国会議員の経歴も生かし、パイプを生かして、最終処分場、断固阻止で、白紙撤回に向けて頑張ってくださいと思います。うちも農家なんですけれども、もし最終処分場が実現するとすると、町長が掲げている酒蔵の町も農家の振興も全部パーになりますから。それほど中国の汚染水の問題で、世界はやっぱり放射能に対してすごいアレルギーを持っているんです。だから、たとえそういうものができて、もし農業を今までどおりにやったとしても買ったたかれるし、壊滅的な町になります。ぜひよろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。もちろん尾出議員も農家だということ存じ上

げておりますし、私も農家の家督長男でございます。

ですから、これも繰り返しになりますけれども、基幹産業である、まさに農業、そしてこれから農家の収入アップといったようなことを考えていく上では、やはり輸出というようなことを行っていかねばいけないよねといったようなことを私も再三再四訴えさせていただいておりました。

まさに最終処分場などが水源に建設されてしまえば、これは本当に加美町の農家だけではなく、世界農業遺産に認定された大崎地域、大崎耕土全体がやはり風評被害にさらされてしまうといったことは間違いないかと思っておりますので。しっかりそこは歩調を合わせてやっていかせていただければと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） ありがとうございます。

では、3番の防災無線について伺います。今、町としてどのように計画が進んでいますか。お答えください。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。よろしく願いいたします。

今お話しいただいた防災行政無線をどのように考えているのかということでございますけれども、この議会より前の質問の中では、起伏の多い場所でコストもかかるということで、計画はいたしませんということでご説明は申し上げておったわけなんですけれども、昨今の災害、特に水害ですね、そちらが予想以上に全国各地で広がっているということでございまして、国でも住民に対する情報手段を多様化するよというということで、自治体にも投げかけられてございます。

その情報手段の中には、防災行政無線と言われる手段があるんですけれども、防災行政無線の中にも同報系と移動系というものがございまして、今、尾出議員がおっしゃったものはおそらく同報系のことで、屋外拡声器のことを言っているのかなと思うんですけれども、移動系については車とか、あとトランシーバーみたいな移動できるものを移動系と言っておるんですけれども、同報系について今、情報収集している段階でございます。

なかなかコスト面についても、業者では幾らということまでは教えてはもらえないという状況でございますけれども、あくまでも今現在、収集している情報ということでお聞きしていただければと考えております。

まず、屋外拡声器というものがございまして、そちらの設置する規模にもよります。例えば、小中学校区単位に設置する場合、あとは行政区単位で設置する場合、あとは災害危険区域をメインに設置する場合と、いろいろあるんですけども、設置する基数によってやっぱり金額も変わるようでございます。それがまず屋外拡声器でございますけれども、あと先ほども話に出ましたが、防災情報アプリは携帯電話を利用した情報手段でございますけれども、そちらを利用した場合、戸別受信機という防災行政無線のアンテナを立てれば使えるものでございますけれども、そのアプリを使った場合、戸別受信機の代わりに専用のタブレットを配置できるものもあるようでございますので、いろいろ情報伝達手段は調べれば調べるほどあるので、どれが有効性で、コストを下げることができるのかというのはやっぱりまだまだ調査していかないと、これだというのは見つけれませんので。今後もっと情報収集しながら検討していきたいと今考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 国は令和7年度までに防災無線の設置というものを促していると聞きました。私は、高齢者や独り暮らしのお年寄りにも対応できる次世代型の防災無線があれば、また携帯電話、スマホ等を活用した通信方法も含めて検討し、進めていただくよう提案いたします。

次に、子育て支援について伺います。

学校給食の無償化について伺います。若い有権者は、かなりこの公約に期待して投票したと聞いていますが、後援会報では、幼保、小中学校の給食費を無料化、法定ビラでは、教育機関の給食費無料化、選挙公報には記載なし。さらに、所信表明には、給食費の無料化を含む子育て支援について、列記した要望の実現に向け積極的に検討してまいりますと、かなりトーンダウンしている感があります。

給食費無料化の範囲と財源、具体的スケジュールについてお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。所信表明演説においても、または今回の選挙戦においても、子育て支援に関しまして非常に重点的な施策というものを載せさせていただきました。現実的に、今国の動きは先ほどお話しさせていただいたように、こども家庭庁が創出され、こどもまんなか社会の実現のために大きくかじを切っている次第でございます。

そしてまた、尾出議員ご指摘のように、私の子育て支援に掲げさせていただいた施策という

ものの一つ一つは、それはもちろん限られた方々だったかもしれませんが、現在の子どもをまさに育てている世代、つまりは20代から30代の方々が多かったと思いますが、そういう方々からのご要望で、はちゃめちゃなものというのを除いて、かつ実現ができないか、または実現していくための努力ができないかといったようなものを掲げさせていただいたといった次第でございます。

その中において、給食の無料化ということは最重要課題で、庁舎内、職員の皆さんにもご協力いただいて、今検討している次第でございますが、現状としましては、給食費無料化のために使えるような基金として700万円あったものに対しまして、今回補正予算というものを認めていただければ、かみでんの収益が主だったわけですけれども、それを積み上げていただいて、4,700万円というようなところまで積み上げてまいりました。

実際に、もちろん全ての実現を目指していきたいところでございますけれども、そこは財源と相談しながら、一つ、私の1期間の中においても少しずつでも無料化の範囲をまず広げていければといったスタンスでありますし、現在、先ほど言ったこども家庭庁におきまして、どれほどの子どもたちに使えるお金というものが地方にも回ってくるのかというものを鑑みながら、最重要課題として取り組んでいきたいと。

または、無償化のために様々な部分で無駄というものをできるだけ、無駄といっても、無理にはございません。少しずつ見つけながら、そういう子育て無償化のために使っていけたらなと思っております。

今回、私の給与というものの20%カットをお願いしました。この20%カットも給食費の無償化に充てていけることができたらなと考えておる次第でございます。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 子育て世帯は給食費無料化についてかなり期待しておりますから、ぜひ責任ある施策をお願いいたします。

次に、所信表明について。

これまでとは異なる切り口で新時代の加美町を創るとありますが、人口減少に対して、異なる切り口とは具体的にどのようなものか伺います。

- ①人口減少の要因は何だと捉えていますか。
- ②これまでの町の現状をどのように認識していますか。
- ③移住・定住政策を今後どのように展開していくのか。

町長のお考えを伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 所信表明についてのご質問をいただきました。ありがとうございます。
順次お答えさせていただきたいと思います。3点でございます。

1つ、人口減少の要因は何であるかといった問いに関しましてのお答えになりますけれども、これは様々な意味で人口減少については専門家の方々もいろいろと研究しているといったようなことで、複雑に多様な要因が絡まって今のような現状になっているといったことになるかと思いますが、その一部分かもしれませんが、ご説明させていただければと思っております。特に、加美町のことについて話をさせていただきたいと思います。

少子高齢化による人口減少問題については、加美町が抱える、まず一番の問題であると私自身も認識しております。平成15年4月の合併時から今年3月まで20年間で約6,900人が減少しているといったような状況になっています。これは平均しますと、毎年350人ずつ加美町の人口が減少しているといったような現状で、これが年々加速している傾向がございます。

人口減少の、まず加美町の要因ですけれども、死亡者数が、生まれる数、出生数を上回る自然減と、外に出ていく人たち、中に入ってきていただく数ですけれども、転出者数が転入者数を上回る社会減、この両方が人口減少の要因になっていると考えています。

これは加美町に限らず、多くの自治体において現在直面している課題でありますけれども、地域の活性化や経済発展に大きな悪影響を与えることと非常に憂慮するものでございます。

2008年のリーマンショックなどの経済危機や、働き方の多様化に伴いまして、進学や就学等で町外へ転出する若い人たちが増えたこと、または結婚しない方々が増えたこと、または結婚しても、遅い結婚であることなどが出生率の低下など、様々なやはり要因が重なり合って人口減少が今起きているといったようなことになるかと思っております。

これまでの町の現状をどのように認識していますかといったようなご質問に対してお答えさせていただきます。

やはり加美町におきましては、少子高齢化に伴う人口減少が、先ほど申したとおり続いているといったことで、先ほど言ったような、年々、約350人ほどが減少しているといったこと、このような事象が今最も大きく顕著に目立つことなのかなと認識しております。

さらに、詳細に分析させていただきますと、生産年齢人口と言われる、これは15歳から65歳までの方々をいうわけですけれども、この世代の人口の減少が非常に大きく、つまりこれは労働力不足による生産性の低下、そして何より消費の減少など地域経済が衰退していく一番の部分になっているのかと思っておりますし、一昨日、消防団のご質問も早坂議員よりいただきま

したけれども、地域コミュニティの弱体化といったことも引き起こしておると考えております。

ただし、人口減少というものは日本全国で起きていることでもございますので、これを止めていくといったことは大変難しいことではありますけれども、正面から、真っ向から向かっていかなければいけない大きな課題であるといった認識の下に、様々な施策を皆様のお力を借りながら行っていかなくてはならないと考えております。

移住・定住施策を今後どのように展開していくのかといったようなこと、私の考えを述べよといったご質問をいただきました。

先ほどの社会減対策ということにつながっていくのかもしれませんが、移住・定住施策というものを念頭に置きながら、それをできるだけ促進させるような各施策を行っていくことは非常に重要だと思われまます。

その中におきまして、キーワードとなる施策というものを大きな項目で3つに分けるとするならば、1に雇用、2に住居、3に教育といったようなことも言われております。私としましては、1に述べさせていただきました雇用対策というものに少し重点を置かせていただいて、所信表明でも述べさせていただいております。

まずは、先ほども生産年齢の方々の人口流出が多いんだといったようなことから、雇用のことから話をさせていただきますと、働く場所を創出することによって、この町でしっかりと働いて、家庭を、または子どもを育てていくといった、いわゆる経済的基盤をもたらせるように、企業の誘致、繰り返しになりますけれども、加美町の基幹産業である農業というもの、農家の収入アップといったものをしっかりと図っていきたいと思っております。

住居施策に関しましては、これまでも移住・定住のために町は施策を実施してきたこと、これは尾出議員のほうがむしろご理解いただいていることかなとも思いますし、教育、子育てに関しましても、先ほど質問があったとおり、しっかりと給食の無償化実施に向けた努力、または、そのほかの、子育て世代のお父さん、お母さんが子育てしやすい環境を整えていく。また、教育の水準というものも上げていくといったような三位一体で物事を進めていければと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） これまで加美町では8年前から移住・定住の促進を第一の柱に掲げ、地方創生に積極的に取り組み、その結果、7年間で町の制度を通して387人が移住してきたとの

報告を受けています。

また、令和2年度の社会保障・人口問題研究所の人口推移を497人上回り、社会動態については、平成26年度、平成27年度には190人ほどの転出超過だったものが、令和4年度では54人の転出超過に抑えられています。これまでの取組の成果や町の現状をどのように認識していますか。

町長は選挙期間中に、町は何もしてこなかったのが人口が減少しているといった趣旨の発言をしていたようですが、ぜひ認識を改めていただきたいと思います。

それでは2番の、これまでの町の現状をどのように認識していますかということに関連して、宮崎旭地区から大崎市鳴子または山形県最上町に通じる道路、矢越から大崎市方面への国道347号のバイパスの整備促進により、新たな人や物の流れが創出され、観光や企業誘致の起爆剤になるということですが、それは大変結構なことだと思います。道路の整備はどこが事業主体になるとお考えですか。町で整備するのであれば、その財源は何かを示してください。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さんに申し上げますけれども、質問項目以外になっているような感じがします。修正してください。

○1番（尾出弘子君） 分かりました。

それでは、移住・定住のことについてお伺いします。昔から町を変えるのが、よそ者、若者、ばか者と言われていました。移住・定住の施策について、現在進めている若者の街なか居住及びサテライトオフィスの誘致は必要と考えますが、いかがですか。町長のお考えを。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。重要であると考えております。それに限らず、先ほど、ちょっと道路の話が出ましたが、生活基盤のインフラというもの、道路整備も含めてですが、そのようなまずファンダメンタルな整備をしっかりと行っていくといったことを通して、今、人口減少に対応する一つの作戦としまして、そのようなまず生活基盤整備というものもしっかり行っていかなければいけないと考えております。

もちろん尾出議員、先ほど3つのものでご表現いただきましたが、町を変えていくためにか、何か物事を変えていくためかという意味では、ほかの人の力を借りるといったようなことも大変重要な一つの戦略かもしれませんが、私は願わくば、ここで生まれた子どもたちがやはりここで育ち、ここで子どもたちをさらに育てていくといったような町、またはそれを願えるような町にしていきたいと思っております。これは決して移住者を否定することではありませんが、まずは内側から固めていくといったようなことも非常に大切なのではないかなと

感じておる次第でございます。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 次に、旧古川信用組合社屋にプログラミング教育を提供するNPO法人が進出すると聞いておりますが、現在の進捗状況と今後のスケジュールについて、ひと・しごと推進課長にお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課で第3の居場所づくりというようなことで、前町長から始まった企画なんですけれども、子どもたちの第3の居場所づくりという、そういった内容になります。古川信用組合が移転したことによって、店舗が今現在空いているというところで、何か活用策がないかということで始まった企画でございます。常任委員会には内容を説明させていただいて、そこでご意見をいろいろいただきまして、まだ決まったわけではないんですが、地元の話の聞けというようなことでご意見いただいております。十日市の商店街さんとか、花楽市の商店街さんに、今こういうことを考えているんだよというようなことでお話をしたところでございまして、この件については、まだ石山町長にはお話しはしていませんので、そういった経緯で今現在進めているというような状況でございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 次に、所信表明についての町長のまちづくりのことから、町の現状をどのように考えていますかということに関連して、中新田商店街の観光地化について、酒蔵が3件あるという国内でも珍しい……。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん、その辺、所信表明の中に網羅されていませんので、申し訳ないんですけれども、これに書いていけば発言は認めますが、それに近いものもちょっとないような感じますので。

○1番（尾出弘子君） 関連しては駄目なんですか。

○議長（早坂忠幸君） 関連、関連といきますと、何でも関連してしまいますので、その辺よろしくをお願いします。

○1番（尾出弘子君） 分かりました。

では、予定していたことが全然しゃべれないということで。

○議長（早坂忠幸君） 最初からこれに載っていればいいんですよ。少し項目から外れてきましたので、そういうことを申し上げたわけです。

○1番（尾出弘子君） 分かりました。申し訳ありませんでした。

では、以上で私の質問を終わりにします。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして1番尾出弘子さんの一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。11時10分まで。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告11番、9番木村哲夫君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔9番 木村哲夫君 登壇〕

○9番（木村哲夫君） それでは、町長も大分お疲れだと思いますが、最後の一般質問ですので、よろしく願いいたします。

通告2か件ございます。

まず最初に、ごみの収集について伺います。

私は、町民の皆さんと対話したり、区長さん方との懇談会、そういった中で、ごみの収集が大変話題になりました。本町のごみの収集について、以下の点について伺いいたします。

- ①ごみ収集の現状と課題。
- ②住宅建設が増加している地区のごみ集積所の設置。
- ③複数の行政区が隣接する集積所の対応。
- ④高齢者世帯のごみ出し支援。
- ⑤今後のごみ収集業者の育成。

以上5点、お願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 木村議員よりは、加美町町民の皆様の非常に生活に密着したご質問をいただいたと思っております。誠にありがとうございます。

それでは、いただきました、まず5点に関しまして、順次お答えさせていただきたいと思えます。

- ①ごみ収集の現状と課題についてお答えさせていただきます。

ごみの収集につきましては、中新田、小野田、宮崎地区合わせまして町内6社のごみ収集事

業者により、燃やせるごみで中新田地区238、小野田地区137、宮崎地区103か所で回収を行っております。

家庭用ごみの処理量は令和4年度で5,600トンほどになっており、若干ですが年々減少傾向にあります。

町内で発生している問題として、ごみ出しのマナーや、新しく建設された宅地分譲やアパートなどのごみ集積所の設置が課題となっているといったのが現状でございます。

②住宅建設が増加している地区のごみ集積所の設置に関するご質問に関して答えさせていただきます。

先ほどの質問で、課題と申しましたが、宅地分譲やアパートの建設につきまして、中新田地区の、特に旧町内で増加しているといった現状でございます。宅地分譲やアパートの敷地内にごみ集積所を新設する場合や、既存の集積所を利用する場合など、建設事業者と町や行政区長等と協議、調整を行い、新設の場合は大崎地域広域行政事務組合から承諾を得て設置することとなります。ただ、新設の場合には、大崎広域と収集業者との委託費用の面から制約があり、設置箇所というものを今後増やしていくことはなかなか難しい状況にあるとの認識でございます。

③複数の行政区が隣接するごみ集積所の対応についてはどうかといったご質問に答えさせていただきます。

町内の集積所で複数の行政区で利用している集積所は10か所あり、行政区境界付近のごみ集積所については、行政区長や公衆衛生組合長と協議の上、対応しているといったようなことになっております。

④高齢者世帯のごみ出し支援についてお答えさせていただきます。

加美町では、独り暮らし高齢者世帯もしくは高齢者のみで構成される世帯が令和4年度末の時点で2,422世帯となっており、全体の約3割を占めています。このことから、ごみ出し支援を必要とする世帯も当然にあると思いますが、このうち要介護認定等を受けている方につきましては、訪問介護サービスの一環として、ホームヘルパーによるごみ出し支援が既に行われているといった状況にあります。

介護保険事業以外の他自治体における取組としては、利用者宅の玄関先等から清掃センターまで家庭ごみを収集、運搬するケースや、自治会などの地域コミュニティ組織が集積所までごみ出しの支援を行うケースなど、その地域の現状や課題に合わせて効果的な施策が行われているようです。

また、高齢者世帯に対するごみ出し支援事業に要する財源については、所要額の5割が特別交付税で措置されております。

今後、ごみ出し支援のニーズがどの程度あるか、実態把握にまず努めていき、まずは施策の必要性について検討していこうと思っております。

⑤今後のごみ収集業者の育成に関する質問に対してお答えさせていただきます。

町内のごみ収集業者につきましては、燃やせないごみの収集業者を含め、ごみの収集業者7社が大崎広域から委託されております。他の自治体などを見ますと、複数の事業者が共同で清掃公社や協業組合を設立し、回収しているところもあるようですが、加美町では旧町時代と同じ体制で事業者が回収しております。

今後、ごみ収集の効率化や回収の方策等を検討する上で、事業者間で共同で業務を行える体制の構築が必要であると思われまます。

一方で、各事業者の経営に関することもありますので、町が関与することはなかなか難しい問題であるのではないかと認識しておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。

それでは、私もこの間、中新田旧町内、広原地区、賀美石地区、宮崎の旧町内、あと西小野田、小野田の中心部と、ぐるっと回って写真を撮ってまいりました。

それぞれやっぱりごみ置場といっても様々な形がありまして、そういったことについてまずお伺いいたしますが、ごみ集積所の設置基準、位置や数についてということで、先ほど来お話ありましたように、住宅団地などの建設、開発行為に対する指導なんですけど、加美町土地開発指導要綱がございまして、こちらの中に、ごみ処理施設という項目がございまして、ごみ集積所の設置箇所等は町長と協議の上、開発業者の負担で設置するものとする。さらに細かく、その他町長が必要と認めるごみの施設としては、ごみの集積所、計画戸数、おおむね30戸に1か所、敷地面積が6平方メートルということになっておりますが、さらに加美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例がありまして、町、事業者及び町民が一体となってこれを進めていくというところを書いてあります。その中に、町の責務として、町は廃棄物の減量の推進、廃棄物の適正処理及び生活環境の清潔の保持について、町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるということになっておりますが、この件について、ごみ置場を設置する場合、どのようなことでされているか。基本的には行政区が主導だと思っておりますが、そういっ

たこと。それと、住民の要望と収集事業者との要望の調整は可能なのか。この点について、まず伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長であります。

まず、ごみの集積所の新設等々につきましては、行政区や区長さんから町民課にお話が来まして、区長とお話をしながら、その担当の事業者と協議をして設置している状況でございます。これまで、一般町民の方から要望が直接町民課に来たということはなかったと思いますが、その辺につきましては、区長または衛生部長さんがその辺を掌握しまして、町民課に相談に来るといった状況でございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 私はこの間、収集事業者に2か所のお話を伺いました。その中で、私の認識としては、当然その集積所を決定するときに、事業者の、例えばここは入りにくいとか、ここは収集が難しいとか、そういった話も出るのかなと思ったんですが、お伺いしたところによると、町から、ここに決まりましたので収集してくださいというお話を伺いました。

そこで、先ほど集積所の数、当然大崎広域からの委託費用の関係もあるので、なかなか増やせないという中で、業者側としても何とか町民の要望に応えたいけれども、話し合う場と申しますか、調整が、先ほどの条例によると、町民及び事業者の意見を反映することができるよなということで、こういった住民の方と事業者との調整というのは今後やっていっていただけることはできないのかどうか、まず伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長です。

これまでは町民の方と、また事業者というところでのお話合いというのは持ったという記憶がないんですが、例えば事業者と区長、また衛生部長が、ある行政区のこのところをもっと改善したらいいのではないかというような、事業者様からご意見があった場合は、そういった調整ということも今後必要になってくるのかなと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ぜひその辺の調整をお願いします。

次に、ごみの出し方、最近リチウムイオン電池からの火災もありまして、収集業者に聞くと、やはり町でもやっている3きり運動ですか、重さがとても重要だと。例えば、草取りをしたときに少し乾かしてから袋に入れていただくとか、土のまま入っているとかなり重いか、そう

いったところの要望などもいただきました。そういった配慮と、あとは分別回収の関係で、町民の方々にいろいろとお願いするところはあると思うんですが、その辺について、ありましたらお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長です。

現行、ごみにつきましては、指定の袋に収まっていれば、それが重かろうか軽かろうかといえますか、一般の町民の方はそれで皆出していただいている状況にあります。

また、今議員からもお話がありましたけれども、3きり運動等を町民の方はしっかりとやっただけで、軽量化につきましては、なかなか町でそれを指導することは難しいのかなと思っております。

また、リチウム電池等のごみの分別ですね、8月に大崎広域からチラシを全戸配布して、周知を図っているところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。

集積所について最後になりますが、大崎市ごみ集積所の指定及び維持管理に関する要綱というものがあります。これには、例えば燃やせるごみですと、おおむね20世帯、リサイクルステーションであればおおむね50世帯ということで、きちんと要綱化されておりますが、加美町の場合はこういった要綱はあるのか。お話をお伺いすると、何戸の範囲で1か所のようなお話もありますが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長でございます。

町で要綱というものはこれまでつくっておりません。町の集積所につきましては、合併前、旧町時代の集積所を中心に、その後の増減につきましては、基本15世帯以上ということで集積所の設置等々をお願いしているところでございます。なかなか旧町の山間部でありますとか、町なかによりまして、数だけではなかなか、がちなとした規則を決めることが難しい現状でございますので、今、町民課の内規でやっております内容で現状進めている状況でございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 次に、高齢者世帯のごみ出し支援について、先ほど町長からもお話しいただきました。私も調べたところ、ほぼそのような内容で、これは担当課の方から、こういっ

た資料がありますというのをご紹介いただいて、その辺をいろいろ調べてみました。

それで、行政が行う直接支援型の一つとして、美里町で行政が直接やっているというのもありまして、美里町にも伺いまして、燃やせる粗大ごみの個別回収というのを、チラシを頂いてまいりました。

こういった行政が直接やっているということで、それと先ほどご紹介いただいたように、国の特別交付税の措置もあるということで、こういった事例があればご紹介いただけませんかでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

ただいまご質問いただきました、国の特別交付税の対象になる事業についてでございますが、まず県内におきましては令和4年度の実績としまして、仙台市、岩沼市、大衡村の2市1村でこの事業を活用しまして、高齢者の支援を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 次に、事業者の育成という点で、まず大崎地域広域行政事務組合の業務課にお邪魔しまして、いろいろと広域内での状況をお伺いしました。それによりますと、西高東低ということで、大崎の西部、つまり加美町も含む西部が単価的には高いと。東は低いというのが現状だとお聞きしております。

そして、集積箇所の増加については、加美町と美里町が増えている傾向にありますと。そこで言われたことは、加美町でいろいろともめているという事情もあるというお話も、もめているというのはどの程度なのか分かりませんが、そういったお話もいただきました。

それと、小野田、宮崎地区はある程度一本化したんですが、中新田地区の旧町のルールがなかなかそのままの状態、私もずっと回っていますが、やっぱり町なかの集積箇所が次々と、かなりの数があります。そういった状況もお伺いしてきました。

その中で、東部の協業組合、名前はちょっと出しませんが、そのお話もお伺いしました。そちらの東部の協業組合にもお邪魔しまして、お話を伺いました。平成7年のときにお話が出ましたが、なかなかうまく進みませんでしたと。平成17年の町村合併のときを機会に、旧町、4業者以上ないと協業組合はできないので、そこでやっとならざるを得なかったと。

現在は12の事業者が協業組合として加盟しておりますが、ここでよかったのは、やっぱり経営状況が非常に、車の稼働率だったり、そういったもの、あとは人材の確保、育成ができること

いうメリットが非常にあるということで、先ほど大崎広域でお話を聞いたように、やはり無駄なくといいますか、経営状態も利益を上げながらうまくやっているので、低コストでも進められているということかなと思いました。

それで、コロナのときなども、例えば今、加美町でやっているような7事業者でやった場合に、どこかコロナになってしまうと、その事業体は動けなくなってしまうと。ところが、協業体であれば、いろんな、例えばこっちのチームがこっちをやるとか、そういったことも可能だというお話も聞きました。

それで、ここで非常に私が胸を打ったのは、ごみはライフラインだと。電気や水道と同じように、ごみが止まってしまうと大変なことになるということを経営の初代の方と、あとは現在の代表の方は非常に若い方なんですけど、そういったことでやっておられます。

それで、その協業組合なんですけれども、実は加美町でも協業組合化しようというお話もあったと、実際に事業者からもお伺いしましたが、なかなかやはり、いろいろ企業それぞれの関係もあつたりで、うまくいっていない状態だというお話も聞きましたが、私はこれからのことを考えれば、やはり協業組合なり、将来的に加美町のごみ行政をきちんと担っていただけるようなものをつくっていかないと駄目なのではないかなと思っております。

町長、この辺で何かご意見いただければありがたいです。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。今、木村議員から様々、加美町のごみ出し、またはそれに関わる事象に関しまして、いろいろご説明いただきまして、また質問もいただきまして、今、今後のごみ収集業者の方の育成ということに関しましても、非常に卓見あるご知見をいただいたと思っております。

いずれにしても、私自身も住民満足度100%といったようなことを言わせていただいている以上、日々の生活の中で加美町の方々が、いわゆる充実した生活を行っていくことは何もとっぴなことではなく、日々の生活にあるのかと思っておりますので、今いただいた意見を参考に、しっかりとした検討課題を職員とともに考えていきたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。そういった事業者の方とお話ししたときに、西部のほうの方のお話ですと、雪が多いと、冬場に。普通のところの2倍はかかってしまうと。当然単価も上げてほしいけれども、なかなか広域としては、先ほど言ったように、西部は下げる傾向、東部は上げてやらなければならないというお話も聞いていますので。そうすると、も

っと効率よく将来にわたってやっていけるような体制を、先ほど最初に町長からお話あったように、確かに行政が関わることは難しいんですけども、やっぱり事業者の方々の意見も聞きながら、ぜひとも形にしていかなければいけないと。

あとは、現在ガソリン単価もどんどん上がっているといったようなところも事情としてあるので、何とかそういったところの後押しをしてもらえないかというお話もいただきましたので、ぜひ広域に行かれたときには、そういった、こちら側の地域の事情、要するに雪が多いとか、様々な距離が遠いとか、そういったことも考慮に入れてもらえるようにお話ししていただきたいんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 確かに、私も加美町は1つというようなこととお話しさせていただいておる一方で、現実的に存在します地域事情というものには十分に今後も配慮していかなければいけないと思っております。私も現実的に、加美町から見たらちょうど真ん中ぐらいに住んでおりますけれども、例えば、さらに西部地方の雪の降る量というのも重々把握しております。そのときにかかる、やはり先ほどのガソリン価格の高騰といったようなこと、これはある意味この町の既存のごみ収集業者も含めた中小業者の方々というものをしっかりと守っていくということも、ある程度これは民に介入するということの難しさの反面、やはり行政の役割の一つであろうと思っておりますので。

先ほどご指摘いただきましたとおり、広域等とも話を重ねていって、こちらの事情というものもしっかりと伝える役割をしていきたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。町民の皆さん含めて、ごみの問題は本当に大切なので、ぜひともみんなで考えて、少しでも住みやすい町にしていただければということで、1点目を終わります。

次に、所信表明について2点伺います。

1つ目、働く場の創出ということで、農業及び畜産業の再興は本町にとって重要な課題である。今後はさらなる研究を行っていききたいと書いてありますが、まだ就任して間もないのですが、もし具体的な目標等、思いがあればお願いしたいのと、産業振興を行うために、加美町中小企業及び小規模企業振興基本条例を議会提出で制定させていただきました。条例の中では、中小企業及び小規模企業の振興に関する基本的な計画の策定についてうたわれております。速やかに計画の策定に着手していただければと思いますが、町長のお考えを伺います。

2つ目として、高齢者及び弱者の方への福祉政策の充実ということで、高齢者の独り暮らしや夫婦のみの世帯も増加しております。買物難民増加への対策の目標について。

もう一点。加美町においては、高齢者のみの世帯は他町村に比べて、以前、一般質問でも追及しましたが、国保税の負担が高いと思われます。今後、国保税の再検討が必要と思いますが、町長の見解をお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 所信表明につきまして、大きく2点、細かく見れば4点のご質問をいただきました。一つ一つお答えさせていただきたいと思っております。

1つ目、働く場の創出についての1点目の項目で、農業及び畜産業の再興に関する具体的な目標はといったようなご質問に答えさせていただきます。

本来であれば、具体的な目標ということに対しまして、数値目標であったりとか、タイムテーブルを示してご説明させていただければ、それは木村議員のご意図にもかなっていることかなとも思いますが、残念ながら、まだそこまで届いておりませんので、今日は私の考えている概略についてご説明させていただきたいと思っております。

所信表明等または答弁等でもお話をさせていただきましたが、一つの戦略としては、今後、加美町の農産物輸出といったことを視野に入れて、農家の収入のアップというものを直接的に図っていけないかといったようなことを考えておるといったこと、ご案内のとおりかと思えます。

しかしながら、それだけでは十分ではなく、やはり中山間地域の、最近になりまして、耕作放棄地が増えているわけですから、耕作放棄地を活用して、水田を守りつつ、どのように生かしていくのかといったようなことも重要な課題ではないかと思っております。

所信表明の中におきましては、1つは有機農業、つまり付加価値が高い農産物を生産していくといったようなことや、これはあまり細かくしゃべると時間がなくなりますが、養蚕業なども復活させていくということも一つの目玉になり得るのかなと考えています。

しかしながら、その中におきましても、大切なことは農業でございまして次世代の人材の育成であったりとか、または物を売るといっても、新たな流通、販売の支援強化なども行っていくことも正しいことですし、さらには農業はまだまだ、大規模化が進んでいる地域、例えば水田農業の大規模化が進んでいるわけですから、基盤整備等もこの辺、国との話合いの中で、しっかりと希望する地域の方々が行えるようにしていかなければいけないということも一つのことかと思っております。

さらに、付加価値が高い農産物、新たなものの導入、これは果樹とか野菜とかになってくるかと思えますけれども、そのようなことも農家の方々のご意見も聞きながら検討していきたいと思っておる次第でございます。

今年度から、地域の農業振興を図るために必要な事項を定める農業振興地域整備計画の見直し、さらに地域の将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定にも取り組んでいきますので、これらの計画の段階としては、まず農家の今の実態というものをしっかりと把握していくということも同時に行っていこうと考えております。

2点目としまして、加美町中小企業及び小規模企業振興基本条例に関わるご質問をいただきました。速やかに計画策定に着手すべきと考えるがいかがかといったような内容かと思っております。

これまで加美町を支えてきた、または若い人たち、働く世代の加美町を支えてきたのは、既存の、もともとある中小企業の方々のご努力、経営努力によるものかと思っております。もちろん私自身も、さらなる雇用の場というものを創出するために企業誘致とかも積極的に行っていく一方で、既存の加美町の中小企業をいかに大切にしていくか、守っていくかということも非常に重要な観点であるかと考えております。

しかしながら、それをただ感情論として話すだけではなく、しっかりとした実効性のあるものにしていくために設置されているのが、今回、今話題となっております中小企業及び小規模企業振興基本条例でございます。しかしながら、これは条例を定めただけではいけないので、議員ご指摘のように、計画策定というものに対して町としても速やかに取り組んでいきたいという考えております。

ただ、町独自の一方的なものになっては困りますので、計画の策定に当たっては、加美商工会、町内の中小企業者、町民の皆様、金融機関等と連携を図りながら、皆様の意見を広く聞き、そして、それが反映されるような計画の策定でなくてはならないと考えております。

大きな②番に行きまして、高齢者及び弱者の方々への福祉政策についてご質問いただきました。

1点目としましては、将来の買物難民増加への対策、その目標についてはどうか。また同様に、空き家が懸念されるが、その対策と目標はというご質問に対して、まず答えさせていただきます。

私自身も選挙期間中、様々な皆様のご意見等をお聞きしていく、特に高齢者の方々のご意見を聞きますと、非常にまず体感としても、本当に少し、例えば10年ぐらい前と比べても、加美

町の高齢化が進行している、または独り暮らし、ご夫婦、高齢の方々の老々世帯が本当に増加したということ、非常に肌で実感しております。

その中におきまして、今現在はそうでなくても、あと5年、10年たったときに、自分たちは買物をどのようにしたらいいのかと、それすら心配であるといったような声が多く聞かれました。将来の買物難民というものを防ぐためにも、今からその準備、対策等を講じる必要がまずあるかと考えております。

町としまして、地域の公共交通機関におきまして、交通空白地帯というものを補うために、平成18年度にデマンドバス、平成22年度から定時定路線バスを運行して、主に高齢者の方々または通学の学生の生活の足となっておるわけでございます。令和3年に、よりよい運行時間等を検討するために、利用者のニーズを図るアンケート調査を行いました。そのときなども、買物などしやすいように町なかを循環してほしいという要望がありましたことより、昨年よりも住民バスセンターの終点から走行ルートを延長したりとか、または町なかを循環するバス運行を行うなどの改正を行ってまいりました。

今後も、利用者のまずニーズというものをしっかりと把握して、適切に運行等を調整していくといったようなことが、きめ細かな調整が必要かなと考えております。

空き家対策に対するご質問なんですけれども、空き家も年々やはりご案内のとおり増加する傾向にありまして、令和3年度では456件の空き家が確認されているとのご報告をもらっております。

ご質問のとおり、高齢者の独り暮らしや夫婦のみの世帯の増加に伴って、今後も空き家というものが増加すると私どもも認識しております。

空き家等への対策につきましては、加美町空家等対策計画におきまして、予防、適正管理の推進、利活用の推進、特定空家等の問題解決の3つの基本方針を決め、この方針の下、各種施策を進めており、最終的には所有者本人の自発的な取組を促しておる次第でございます。

また、令和4年度に実施した相談会などにおきましては、相続の手続、登記の手続に関しての相談というものを多く寄せられておりました。一般の町民の皆様にとりまして、このような相続に係ること、これは法律的なことにもなってきますから、ふだんの日々のことではございませんので、しっかりとした行政のサポートを、役場としてもサポートしていかなければいけないかと思っております。

さらに加えて、相続に関しましては、登記というものが義務化になるといったようなこともありますので、これらの法改正も含めまして、さらなる空き家の適切な管理ということを

持ち主の方にも促していかなければならないのかなと思っております。

また、利活用の推進には、適正に管理されている空き家には移住・定住を希望する方々への貸出し、売却なども含めまして、空き家の状態というものを、どのような状態なのかといったものを適切に把握していくということも重要なのかなと思っております。

最後に、目標についてですけれども、空き家対策は所有者が自らの責任において適切に空き家等の管理を行うことが前提でありますので、数値等は申し上げにくい部分もありますけれども、これもご案内のとおり、やはり空き家であること自体が防犯上等も、町にとって、または住民の皆さんにとってプラスではございませんので、やはり積極推進を一番に考えておりますけれども、そういう部分も含めまして、総合的に空き家対策に臨んでいかなければならないのかなと考えておる次第でございます。

少し長くなっていますが、2つ目の質問にお答えさせていただきます。

2つ目の質問に関しまして、国保税に関する質問に移らせていただきます。お答えさせていただきます。

木村議員より、これまでも国保税に関しましてのご提言等をいろいろいただいていたといったようなこと、私自身もそのように理解しております。現実、確かに高齢者の独居あるいは夫婦2人世帯における負担が他の市町村と比べ、加美町の国保税は高めになっていると私自身も認識しております。

国民健康保険加入は74歳までで、それ以降は後期高齢者医療保険に加入することとなっております。現在、国民健康保険に加入している65歳以上の独居、夫婦2人世帯の加入世帯数は704世帯で、被保険者数は合わせて976名となっております。

一昨年、木村議員の一般質問におきましても、コロナ感染症、米価下落等で困窮する国保加入世帯の方々のために、医療費分の平等割額を5,000円引き下げ、昨年はロシアによるウクライナ侵攻に端を発した急激な物価高騰に対応するために、同じく医療費分の平等割額5,000円を引き下げております。

今後に関しましてのことでございますけれども、県内の国民健康保険税の水準が統一されることになっておりますが、これまであと数年を要する期間があるかと理解しております。基金等も活用しながら、引き続き物価等に対する新たな軽減措置を検討していく必要があると考えておる次第でございます。

少し長くなりましたが、以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番(木村哲夫君) まず、農業、畜産業に関してはこれからぜひ専門家である町長にご期待申し上げます。

それと、先ほど中小企業及び小規模企業の基本条例の具体化ということで、できれば我々も議会としてもお手伝いしながら、ぜひ多くの方々のご意見を聞きながら形にさせていただきたいと思えます。

それと、国保税、すみません、その前に買物難民についてちょっと触れさせていただきます。平成24年の第4回定例会で、買物弱者対策の一般質問を私が行いました。それから9年後に、町長の所信表明に記載されておりまして、非常に感謝といたしますか、やっとな日は見たのかなというか、本当に大切なことだと思って、9年前もやりましたが、その後、やはり買物弱者応援マニュアルというものは当時、平成23年度につくったバージョン2、その後、平成27年にはバージョン3ということで、全国的にもこういった支援をしていこうということが広がっているように、経済産業省のホームページで確認をしました。

その中で幾つか、これは面白いなというか、ちょっと調べたことをご紹介します。

県内の亘理町の事例なんですけれども、地域包括支援センターが中心になって、これは補助金ということではなくて人的支援ということで、暮らしを地域で支えるというチラシを、何かこういったものを作っているようで、この中で、例えば買物の配達をしていただいたり、高齢者の見守りというか、そういったこともしていただける商店名を募集して、きちんと書いておりまして、どういったサービスがどういった内容で、しかも配達は無料だったり、もしくは2,000円以上買っていただいた方は無料だとか、そういうことをやっている例も発見しました。

石巻の事例としては、これは石巻の島といたしますか、そちらのところに対して買物支援するときに1か所当たり9万円の助成をして、買物難民を少なくすると。

また、宮城県の補助事業もありまして、これは事業計画に対しては県が3分の2で100万円が上限とか、あとは買物機能強化ということで、例えば自動車を買って、それでいろんなところを回って物販するというようなときにも200万円程度の、県が2分の1とか、様々こういった県の事業もあります。

実際、加美町でも何人かの方々が軽ワゴン車とか、あとはトラックを使って、なかなか買物に来られない方のところに行ったりもしています。そういった方々にもこういった支援があればなとも思っております。

さらに、ちょっと続けますが、県外なんです、茨城県の場合、これは自治体で、各企業、株式会社マルマルマルといたしますか、そういったところに様々な自治体が委託だったり補助金

を出して移動スーパーをやっていると。何月何日にどこに行きますというのを自治体と連携してやっている例もありました。

最後ですが、茨城県の大洗町の事例ですと、これは社会福祉協議会が中心になって買物ツアーということでやっております。これは委託料が約200万円ぐらい、委託費として町から出ているようです。

先ほどの企業に対しても100万円から200万円の委託費だったり補助金ということで出しておりますが、こういったことも今後、加美町としてもいろいろ検討していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。少し、先ほど答弁で抜けた部分としまして、昔の言葉を使わせていただくと、行商のようなことで、私なんか子ども頃の頃よくそういうようなトラックで自分のところまで来ていただいていた方々がいたなということを思い出しながら、今まさに、そういう昔に振り返るようなことになるのかもしれないけれども、今古くて新しいことのひとつかと思っております。

その中におきまして、全ての、例えばそういう行商業を役所がやるということもまた現実的ではなく、むしろ今、木村議員ご指摘のように、様々な各自治体の事例を鑑みたときも、やはり民との連携ということが非常に重要になってくるのかなというふうに今お聞きしながら感じ、そして今答えさせていただいております。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。

最後になりますが、国保税の関係で、この間、昨年度5,000円、今年度5,000円ということで、基金を崩しながら減額していただきましたが、どのぐらい基金を崩されているのか。現状報告をお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

令和4年度末の基金の残高ですけれども、約6億700万円となっております。令和4年度、5,000円の減額に伴いまして、約1,000万円の財源を活用させていただきました。また、令和5年度、さらに5,000円の減額ということで、こちらもおおむね1,000万円の財源を基金から取崩しを行っております。合わせて2,000万円という形で活用させていただいたということでございます。

この軽減措置につきましては、単年度で短期間減額するというのではなくて、恒久的な軽減ということで考えておりますので、先ほど、県の保険料が統一されるまでの間、継続的に減額をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 県で統一の目標としては令和12年でしょうかね、たしか、これから7年ぐらいはあるかと思うんですが、それに向けてどのようにしていくかというのは、やっぱり計画的に考えていかなければいけないと思いますが、その辺でぜひ、県の統一に向けての情報整理と、入ってくるお金、出ていくお金のバランスもあると思いますので、その辺いろいろと計画をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

ただいまのご指摘ありました基金の残高と、あと県内の保険料の統一の時期を鑑みまして、令和12年度に統一されるということが決まりました。それに向けて、各市町村の保険の項目というんでしょうか、税率などを様々な角度から積算しまして、統一されるわけですけれども、加美町におきましては、この基金が約6億円ございます。軽減措置される財源としまして、約1万円の軽減をしたときに2,000万円の財源が必要になってきます。令和12年までの間、恒久的に軽減するというので、その間の約8年ぐらい、これからあるわけですけれども、約1億6,000万円の財源が必要になると。

そういったことを考えまして、町長の答弁にもありましたが、物価高騰の影響もあります。さらに基金の状況も見まして、国保の加入世帯への軽減措置というものを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 最後に、町長が掲げているように、町民の方の声を聞きながら、議会としても両輪として様々な政策提言もさせていただきながら、いい町をつくっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして9番木村哲夫君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩いたします。13時まで。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第3 承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和5年度加美町一般会計補正予算（第3号））

○議長（早坂忠幸君） 日程第3、承認第4号専決処分した事件の承認について（令和5年度加美町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 承認第4号令和5年度加美町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本件は、一般会計歳出予算において、早急に予算措置をしなければならない案件がございましたので、地方自治法第179条に基づき、歳出の総額を補正前と同額の136億9,379万5,000円とする補正予算の専決処分を行ったものであります。

内容につきましては、令和5年6月3日付で加美町風力発電差止め及び違法確認住民訴訟事件として、仙台地方裁判所に住民訴訟が提起され、6月27日付で口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が送達されたことを受け、弁護士費用など関連経費を追加したほか、いじめ問題調査委員会に関する経費を追加し、予備費を同額減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 住民訴訟の件についてお尋ねいたします。

日程が変更になって、その後どのような日程が組まれるものなのか、今の時点でもし日程が分かればお願いいたします。

それから、第1回口頭弁論に対して町側からどなたかが出席されるものなのか、それとも代理弁護士だけなのか。その点について、2点お願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

町長の交代を受けまして、日程変更の調整をさせていただいております。それで今、11月の上旬の日程で調整をさせていただいているという状況でございます。

実際の第1回口頭弁論につきましては、関係する職員、数名参加をする予定にしております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第4号専決処分した事件の承認について（令和5年度加美町一般会計補正予算（第3号））の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、承認第4号専決処分した事件の承認について（令和5年度加美町一般会計補正予算（第3号））は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第70号 加美町住民バス条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第4、議案第70号加美町住民バス条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第70号加美町住民バス条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、令和5年10月1日に予定している住民バスのダイヤ改正に合わせて関係条例の一部を改正するものです。

住民バスについては、令和4年10月に、利便性、効率性に資する大幅な改正を行いました。運行により浮上した新たな課題も踏まえ、改正を行います。

具体的には、デマンドバス楽ちんワゴンにおける運行エリアの見直しと、中新田を午前中に発車する便へのダイヤ改正を行います。

運行エリアの見直しでは、旭宮崎線でカバーしていた北川内や柳沢方面について、賀美石線

に再編し、運行の効率性と乗車時間の短縮を図ります。

また、現行では中新田からの折り返し便は12時半としていましたが、11時発車へとダイヤを改正し、利用者の要望に応えるものです。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） それでは、3点ほど質問させていただきます。

今回、楽ちんワゴン、賀美石線の起点が根岸から北川内に変更することになった理由は何か。それからもう一つ、変更することで利便性は向上されるのか。まず、その1点からお聞きします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

柳川議員からのご質問に対してお答えいたします。

令和4年の10月、昨年ダイヤを改正しました。その中で、アンケートを取らせていただきまして、どういった、改正したことによって、いいこと悪いこと、そういった場合に、町長が概要説明で申し上げたように、午前中に用足しに行き帰ってきたいとか、そういったことでダイヤの改正にした経緯と、あと宮崎地区に入っていました北川内の地区の方々が、宮崎地区に入っていることによって、宮崎地区の別な地域で入った予約を回っていくことによって、中新田に来るのに時間がかかるということで、今回、賀美石地区に入れることによりまして、北川内から賀美石を通った最短といいますか、効率のいいルートで運行することによって、運行時間が短くなるというようなことで改正をさせていただいたというような中身でございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 利便性は。

○企画財政課長（佐々木 実君） 利便性につきましては、運行時間が短くなったというようなことで声をいただいております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 今、課長の答弁で、昨年の10月、住民バスの運行ルートとかダイヤ改正

になったわけですがけれども、このとき賀美石線は定期ルートから外れて、楽ちんワゴンになったわけですがけれども、このとき外れた地区が北川内、東川北、柳沢、本郷、根岸、鳥嶋、6地区です。これは川北地区と言っているんですけれども、私もいろいろ行政区を回っている中で、本郷に住んでいる独り暮らしの女性から、医者に通うのに電話予約は大変だと。やっぱり独り暮らしですから、高齢者ですし、そういう相談を受けたんです。このことは担当課にお話しして、町からは地区に出向いて、乗り方教室とか出前講座を開いて周知啓発を図っていきたいということだったんですが、どのような対策を講じられたか、ちょっとお話しいただければと思います。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

ダイヤを改正して、6地区通らなくなったということにつきまして、理由は、利用者が少なく、小泉のルートに直したほうが、人数のほうが、運行する乗客の方があるという理由で改正をしたものでございまして、しかしながら、その6地区の方々にご迷惑をかけられないということで、デマンドバス、いわゆる楽ちんワゴンという路線につきましては、まだまだちょっと、議員おっしゃるとおり周知が行き届かないようなところがあるのかなということで、町では8月に宮崎、小野田地区の区長さん方に楽ちんワゴンの変更した内容を説明させていただいています。その際に、地区をくまなくご存じの区長さん方に、そういう困り事があるような高齢者の方々がいましたら、町で出前講座をしまして、乗り方を講習するというようなこともお話をさせていただいております。実際に楽ちんワゴンを、もし申込みがあれば、それを持ち込んで、どのように乗るかとか、予約センターに予約の仕方というようなことで、1回目はクーポンがありますので、それで体験していただくというようなことも、講習の中では、もしあればやりたいと思っております。

それと、10月に広報紙でスペースをいただきまして、その内容につきまして広報紙でも周知をするというような予定にしております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） よく理解しました。

3つ目ですがけれども、やっぱり一人暮らし、二人暮らしの高齢者とか、それから免許返納者ですかね、こういった人たちが結構増えているんですね。やっぱりこういった人たちの唯一の足というものは住民バスだと思います。そのほかに、先ほどの一般質問に出ましたけれども、

買物難民、こういった人たちもこれからかなり増えてくるのではないかと、私は大変心配しているんですけどもね。

それで、先ほど、区長さんを対象に出前講座もされたということで、私は大変感謝しますが、やっぱりこれからも利用者と、あと現場の声。これは、現場というのはやっぱり運転士さん、そういった人たちは結構状況というものに分かっているんですね。そういった人たちのお話を聞いて、やっぱり柔軟に私は対応していただきたいと思います。

それから最後にもう一点、去年ダイヤ改正で、毎戸にこういったパンフが配布されたんですけども、今回も配布予定はあるのでしょうか。それを最後に質問したいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

パンフレットは、大きいものと経費的にもかなりかかりますので、小さめのパンフレットを公共施設の窓口、それからバスセンター、そういった役場ですと支所とか福祉センターとか、そういうところの窓口に置かせていただいて、そこからというようなことにする予定にしております。毎戸には配布を今回はいたしません。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号加美町住民バス条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第70号加美町住民バス条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第71号 加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第5、議案第71号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第71号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、行財政改革期間における子育て施策等への財源確保を勘案し、常勤の特別職である町長ほか副町長及び教育長の給料を一定の期間、減額して支給するため、これらに必要な条例の改正を行うものです。

減額率につきましては、町長の給料を20%、副町長の給料を10%、教育長の給料を5%減額します。

また、減額の期間につきましては、令和5年10月から町長1期目の任期が満了する令和9年8月までといたします。

なお、給料の減額による人件費の削減効果額は、1年間当たり、およそ340万円を見込んでおります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ただいま町長から条例改正案を提案されましたけれども、ちょっと確認したいんですが、私は一般質問でも質問したんですけれども、公約をつくる段階で、副町長、それから教育長、そういった特別職の給与削減も念頭に公約をつくったのかどうか。ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 正確にお答えします。

その時点では念頭にはございませんでした。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） いつの段階でそういった副町長とか教育長の給与削減案が出てきて、今回提案されたのか、ちょっと私も分かりませんが、今回の給与削減の手法といいますか、削減率の違いこそあれ、元町長、佐藤澄男氏のやり方と全く私は同じではないかなと思っております。

それから、まだ副町長が決まっていない中で、これから削減案が決まろうと。どういう形で決まるか分かりませんが、大変私は違和感があるんですが、町長、どう受けていますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ちょっと私、すみません、佐藤元町長のときにそういうことがあったの

か存じ上げないところもございます。ただ、昨日もお話しさせていただきましたが、ここにも書かせていただいたとおり、340万円削減というようなことを子育て支援の一部に、わずかかかもしれませんが充てられたらなといったような、その気持ちというようなことでございます。

また、ここにおきまして、確かに公約のときには私の、町長のことしか書かせていただきましたでしたが、改めて副町長、教育長、10%、5%減額といったようなこと、併せて三役もということで今回上程させていただいている次第でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 私は、町長が今おっしゃったように、削減して、例えば子育て支援対策に充当する。これは私、大変重いものがあるって、私はどうこう言う立場ではありません。私が言いたいことは、副町長とか教育長まで何で広げる理由はどこにあるのかと。こういう考えで質問しているんですよ、町長。町長も副町長も教育長も常勤特別職です。常勤特別職の給与というものを町長はどのように考えていますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） もちろん役務の責任等において支払われる対価である一方で、また金額に見合う仕事をせえということも含んでの給与額の設定なのかなとも、そのようには思いますが、それ以上の意味があるんでしたらご指導いただければと思います。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。2番佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 2番佐々木です。

今、私もお話を伺っていて、何かちょっと民主的ではないなと思うんですね。例えば、町長が今回20%を削減して財政支援に回すと。これは本当に頭の下がる立派な姿だなということで、非常に私は感心していたんです。それが右倣えで副町長も、また教育長もというのも、これはどこから話が出たものか。本人に、例えば今度いらっしゃっていただけるかもしれない副町長の方にも事前にきちっと確認をしているものなのか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今回審議に入られておりますので、内諾というものは当然にいただいております。また、教育長にもご相談申し上げて、決して強制等ではなくと言っていいんでしょうか、そのような形でご相談申し上げて、内諾いただいたといった経緯はございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） それであれば納得するところもあります。殿様が腹切っから家来たちも一緒に腹切らなきゃねえんだと、そういうふうな民主的でないことがなされていたのではな

いかなということでの質問でした。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 答弁は。（「要りません」の声あり）いいですね。

その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

討論がありますので、まず原案に反対者の討論を許可いたします。柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 議案第71号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論します。

本案件は、先ほど町長から提案理由の説明のとおり、本年10月から令和9年8月分までの4年間、町長在任中に支給される給与のうち、町長給与20%、副町長10%、教育長5%、それぞれ削減しようとする条例の一部改正であります。このうち副町長、教育長の給与削減について、改正条文から削除を求めるものであります。

本来、労働の対価として支払われる給与は、報酬と違い、生活給の一部であり、責任の度合いに応じて決められる固定された給与の性格上、軽々に削減するべきではないと思います。町長は一昨日の質問で、町長の給与85万5,300円は高いと話されましたが、本町は県南地方の自治体と異なり、合併によって誕生した特殊な事情があり、常勤特別職の給与は過去において行政面積や人口、他自治体の給与等を参考に決定したものと史料されます。

参考までに、大崎管内では美里町が86万3,000円、仙台市を除いた県平均は85万4,600円で、決して高い給与とは思いません。

ちなみに、本町の副町長給与は63万4,300円、教育長、52万1,300円であります。

今後、行財政改革を進めていく中で、財源確保に行き詰まり、いずれは対象を広げて、それぞれ身を切る改革も断行しなければならない時期が来るかもしれません。先ほど、議案審議において質問しましたが、副町長、教育長の給与削減の理由が明確でなく、ここは町長公約どおり、町長給与20%削減のみ修正した条例改正案を提案いたしたく、議員各位の賛同をお願いし、反対討論といたします。

○議長（早坂忠幸君） 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

ほかに討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

○議長（早坂忠幸君） 休憩いたします。

午後 1 時 2 6 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（早坂忠幸君） それでは、休憩前を閉じ、再開いたします。

ただいま 3 番柳川文俊議員から修正案なるお話が出たんですけれども、修正案については当日の朝に提出することになっているということで、今現在出ていませんので、このまま表決に入ります。よろしくお願いいたします。

これより議案第71号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 起立多数であります。よって、議案第71号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第6、議案第72号加美町職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第73号加美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上2件は関連がありますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第72号及び日程第7、議案第73号は一括議題とすることに決定いたしました。

日程第6 議案第72号 加美町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第73号 加美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第72号加美町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第73号加美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上2件は、職員の勤務1時間当たりの単価算式の見直しで関連いたしますので、一括してご説明申し上げます。

時間外勤務手当等の基礎となる勤務1時間当たりの給与単価について、地方公務員は労働基準法が適用されることから、単価の算式にあつては、扶養、住居、通勤に係る手当を除き、毎月連続して支給される手当を含め算出する必要があります。しかしながら、冬期間支給される寒冷地手当については、宮城県内で既に正規の取扱いに改めた宮城県及び七ヶ宿の2団体を除き、県内の寒冷地手当支給団体は算式に含めておらず、コンプライアンスに反している状況となっております。

これを踏まえ、本町におきましても、今年度の寒冷地手当支給期から正規の単価による支給ができるよう、国及び宮城県に準拠し、加美町職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

また、会計年度任用職員についても、正職員と同様の取扱いとするため、条例の一部を改正するものです。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号加美町職員の給与に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号加美町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号加美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につ

いての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第73号加美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第74号 加美町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

- 議長（早坂忠幸君） 日程第8、議案第74号加美町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（石山敬貴君） 議案第74号加美町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本町の非常勤消防団につきましては、少子高齢化や核家族化などの社会的変化や、町外の企業に勤務される方の増加などを背景に消防団員数が減少傾向にあります。条例で定める定員は640人となっていますが、令和5年4月1日現在、実団員数は530人であり、定数と大きく乖離し、ここ数年推移しております。

この状況を踏まえ、新規入団のPR促進など打開策を講じてまいりましたが、現状を変えるだけの加入は困難であることが見込まれるため、条例定数を現在の640人から570人に変更する一部改正を行うものです。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番味上庄一郎君。

- 4番（味上庄一郎君） お尋ねいたします。

初日に早坂伊佐雄議員の一般質問でもございましたが、町長も消防団員の経験上、いろいろと理解している部分もあると思いますけれども、今回の定員570人、1班当たり8名だったかと思っておりますが、この8名の積算根拠をまずお願いいたします。

- 議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 危機管理室長です。よろしくお願いたします。

さきにご説明申し上げましたが、現定数については64班掛ける10名ということで640名となっておりますが、まずもって8月に開催された消防団の上級幹部会におきまして、条例定数に関してご検討いただいております。

各64班ございますけれども、それぞれの班において人数が異なっております。8名に下げたことによって512名という人数にはなりませんけれども、当初10名で640名で、今回8名で512名という人数減少になりましたけれども、その減少だけではなくて、部長以上38名おられますので、その30名を足して550名という人数になると。令和4年度に減少した21名を確保、今後していくということで570名に選定したということでございますけれども、やはり10名確保するというのは難しいということでございますので、8名を目標にやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 8名の積算根拠を聞いたんですけど、災害時、特に積載車を出動させる場合、火災現場などに行く場合、1台の積載車に最低3名いないと出動できないとなっております。その場合、3名そろわないと厳しい状況、例えば平日の日中であるとか。そういった中で、3名、プラス3名、最低6名、本当に少なくなったら最低6名かなと私は思っているんです。それでもまだ目標として8名、4名、4名、最低ね、そういう感じで積算すべきかなと思っはいるんですが、やはり、いざ連絡がメールで来ても、出動する際に、どの団員に電話しても、仕事で、あるいは今地元にはいない、勤め人は特にそうですね、会社員であったり。自営である私たちなんか結局は出ることになるんですが、やはり自分たちの仕事を一旦やめて出動するわけなんですけれども。

早坂議員の質問でもあったかと思っておりますけれども、今、例えば中新田地区1分団、2分団、3分団で、1分団は中新田の繁華街ですよね、要は。2分団、3分団は広原、鳴瀬地区ということで、確保する人数、例えば町場であると、私たちの1分団については、結局は一本釣りなんですよね。あそこの新しい若い人がいるから声かけようとか、あるいは中新田地区の1分団であれば、火伏せの虎舞活動を通じて子どもたちのお父さんであったりとか、そういう人に声をかけようとか、そういう集め方が主流になるんです。

一方、小野田あるいは宮崎、それから鳴瀬、広原もそうかもしれません。例えば、自分たち

が辞めるときに、時期になったら自分の息子を入れるとか、そういうふうには大体入れ方が決まっていると思うんです。契約講だったり、集落意識が強いところほど、私は逆に継続して集められる可能性が高いかなと感じているんですが、分かる範囲で結構です。分団ごとの補充というんですかね、辞めた後の補充率というものがもし分かればお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） ご質問ありがとうございます。

これは令和5年度なんですけれども、530人から現在538人と、8人プラスになっておるんですけれども、その8人プラスになっているのが、中新田地区が2人、あと小野田地区が6人の8人でプラスされていると。（「分団」の声あり）分団でいうと、第1分団が2名プラスになっています。それと、第4分団が2名プラス、あと第5分団が4名プラスとなっております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） やはり消防団員、去年の洪水被害とか、あるいは火災、今年も結構、今発生しております。そういった中で、常備消防だけでカバーできない部分、要は残留警備であったりとか、そういったところは消防団員が担っていると感じております。

ですから、入ってくる人間が少ない、人口減少もその要因の一つではあるかと思えますけれども、安易に定員をどんどん減らしていくということではなく、やはり増員の方法で、それは今、前に質問したとおり、町場と過疎地域であったり、集落意識の強いところとも集め方が違うと私は感じております。特に町場の、今言っている第1分団は住宅密集地もありますし、本当に消防団の果たす役割というものは大きいと思います。

こういったことを踏まえながら、新たな団員の増員についてしっかりと検討していただきたいと思うんですが、町長でも室長でも結構でございます。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） ありがとうございます。全くそのとおりでございます。今後、一番は消防団活動に支障のないようにやっていかなければいけないということでございますので、消防団員の皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 7番です。

今、味上議員から現況を肅々と質問を受けたと思うんですが、それでちょっと室長にお聞きしたいんですが、実人員が538人だと、条例は570人だと。ですから、条例の定員に向かって、570人に達するというこの手法はいろいろ考えていると思うんですが、1つの中において、企業の協力というものがありますよね。ですから、現状がどのくらいの、何社から何人くらいの企業の方々から消防団員として協力をいただいているのか。その辺の現況をお話しいただくとありがたいんですが。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。ありがとうございます。

今、三浦議員からお話のあった協力事業所の関係だと思うんですけども、現在、加美町で11事業所に協力事業所として登録していただいております。その在籍数は1名から3名、4名と様々ございまして、まず火災発生時のときに消防団員が出やすい環境をつくっていただいているというところを協力していただいているところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 今、11事業所は分かりました。そして、各事業所から1人とか3人、4人という話も分かりました。ですから、合計に11事業所からどのくらいの団員が協力をいただいているんでしょうかということでの質問をさせていただきましたが、どうでしょうか、人数。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 火災のときでしょうか。（「合計何人」の声あり）20名でございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 現在20名ということなんですが、これからいろいろな手法を考えても、隣の大崎市は大学生のうち女子大学生を消防団員ということでも推進していますよね。ですから、加美町として定数に達するために、11事業所、プラス、また事業所に働きかけると思いますが、それ以外の手法があるとすれば何なのか。室長、考えていることがありましたらお話しいただけるとありがたいんですが。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 危機管理室長です。ありがとうございます。

まず、協力事業所については、これからももっと増えるように努力はしていきたいと考えております。あとは、早坂伊佐雄議員からもございましたけれども、大崎市で女性消防の団員がいるというお話も伺っておりまして、その際に、機能別消防団という制度がございまして、限定をした消防団、例えば広報活動を行うとか、あとは婦人防火クラブみたいな世話をさせていただくとか、いろいろなそういう役割がある機能別消防団なんですけれども、そちらを今後、消防団員の皆さんと検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号加美町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第74号加美町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第75号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（早坂忠幸君） 日程第9、議案第75号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第75号和解及び損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

本件につきましては、町が管理している熊野霊園内において、墓石の誤建立が発覚し、損害を受けた相手方に対して損害賠償の額が決定したので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

今年3月に損害を受けた相手方が、自分の権利を有する区画ハの66に墓石を建立しようとしたところ、他の人が墓石を建立していたことが発覚し、町民課でその事実を把握しました。町では発覚後、損害を受けた相手方に謝罪するとともに、霊園内の代替地を準備するなど補償を提案しましたが、その相手方から仙台市への墓地に移転する旨のお話を伺いました。その際、

相手方から移転費用を負担するよう町に申出があったため、顧問弁護士に相談した結果、当時、墓石の建立を認めた町にも過失があり、墓石を誤建立した方との共同不法行為が成立するため、移転費用として38万円を町が負担することは妥当であるとの見解をいただいたところでありませぬ。

なお、墓石を誤建立した、いわゆる加害者に相当する方につきまして、現在障害をお持ちの方で、認知能力が低く、生活保護受給者でもあることから、町が100%移転費用分を支払うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号和解及び損害賠償の額の決定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第75号和解及び損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第76号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（早坂忠幸君） 日程第10、議案第76号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第76号和解及び損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

本案件は、令和4年10月31日午前11時45分頃、加美斎場の駐車場内において、町職員が公用車を後退させた際に、駐車中の相手方車両に接触し、車両に損傷を与えたことに対し、過失割合が町100%により賠償額が決定したので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号和解及び損害賠償の額の決定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第76号和解及び損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第77号 工事請負契約の締結について（令和5年度野寺橋ほか1
橋修繕工事）

○議長（早坂忠幸君） 日程第11、議案第77号工事請負契約の締結について（令和5年度野寺橋ほか1橋修繕工事）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第77号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案件は、野寺橋ほか1橋修繕工事として、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、野寺橋、宮崎無名橋30の2橋について修繕工事を行うものであります。工事内容については、床版取替えや舗装打ち替え、ひび割れ補修等を行うもので、工期は令和6年3月29日までとするものであります。

16社を指名して、8月29日に指名競争入札を行った結果、東北化工建設株式会社が7,909万円で落札しましたので、同代表取締役須藤 進と工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

なお、議案資料として、入札に関する資料及び平面図等を添付しておりますので、ご参照願います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号工事請負契約の締結について（令和5年度野寺橋ほか1橋修繕工事）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第77号工事請負契約の締結について（令和5年度野寺橋ほか1橋修繕工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第78号 工事委託に関する協定の締結について

○議長（早坂忠幸君） 日程第12、議案第78号工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第78号工事委託に関する協定の締結についてご説明申し上げます。

本案件は、令和元年度に策定した加美町下水道ストックマネジメント計画に基づき、小野田浄化センターにおける施設の長寿命化を目的とした改築更新工事であります。工事委託を実施するに当たり、日本下水道事業団、理事長森岡泰裕と金額2億8,500万円、期間を令和5、6年度の2か年で工事委託に関する協定を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び加美町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、議案資料として、事業費の内訳、平面図などを添付しておりますので、ご参照願います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ただいま町長から説明あったとおり、日本下水道事業団と2億8,500円で協定を結んだということですが、議案等に関する資料の中で、財源内訳があります。国庫補助金55%、残りは事業債100%ということですが、たしか下水道事業会計、公営企業会計に移行したと聞いたので、これはまだ移行していないでしょうか。その辺ちょっと確認したいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（齋藤 純君） 上下水道課長です。

法適用につきましては、令和6年度の4月スタートとなっておりますので、今回はまだ入っておりません。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） もう一つだけ確認させてください。補助残の事業債100%ということですが、これは例えば起債充当で100%ということですが、ある程度、交付税の参入率というものは加味されているのでしょうか。その辺、ちょっと確認したいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（齋藤 純君） 上下水道課長です。

率につきましては100%ではございませんが、それに近い数が地方交付税で入ってくるようになっております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） それと、もう一つだけです、これは1億2,825万円ですけれども、起債償還年限はどのぐらいなのでしょう、大体、大ざっぱな回答でいいですから。

○議長（早坂忠幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（齋藤 純君） 上下水道課長です。

40年になります。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号工事委託に関する協定の締結についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第78号工事委託に関する協定の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第79号 大崎市と加美町との大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約の締結に関する協議について

○議長（早坂忠幸君） 日程第13、議案第79号大崎市と加美町との大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第79号大崎市と加美町との大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約の締結に関する協議についてご説明申し上げます。

本案件は、定住自立圏の形成に関する協定書における医療機能の充実について、国の持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインを踏まえ、大崎地域における持続可能な医療提供体制の実現に向けて、自治体間の役割を明確にし、より取組の実効性を確保するため、必要な取組項目を連携協約として定めるものです。

連携協約では、基幹病院である大崎市民病院とそれ以外の公立病院の相互の取組として、1. 機能分化、連携強化、2. 夜間における診療体制の整備、3. 職員派遣の実施、4. 遠隔診療等の活用、5. 医療資源の共有、6. 新興感染症発生時への備え、以上の6項目について役割を定め、限られた医療資源において相互協力の下、大崎定住自立圏構成市町の地域における持続的な発展を図ってまいります。

つきましては、本連携協約の締結に当たり、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

なお、議案資料として連携協約に関する附属資料を添付しておりますので、ご参照願います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 連携協約といったシステムを用いて、行政需要に対応しようとする、この発想的には大変よろしいかと思いますが、この協約があくまでも対等を前提として締結されるものなのか。そしてまた、この中心となる大崎市に業務権限を集約されるものなのか、お尋ねいたします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

大崎地域におけます連携協約ということで、それぞれの公立病院の機能の分化、連携の強化

を図るものでございまして、あくまでも大崎市民病院については基幹病院という位置づけでございまして、高度急性期、急性期医療を担うと。その他の公立病院については、急性期と回復期、慢性期を担うというような形で役割分担を明確にするというもので、大崎地域全体の今後の医療を支えていこうというような取組でございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 事務処理については、その経費に当たっては大崎市と協議して定めるといふこととあります。その中で、資料を見ますと、今後、感染症対策関係の整備経費、あるいは夜間の急患のセンターが基幹病院に移転される、そういったもろもろの経費なんかは、これらについても別途財政支援することになるのかどうか。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

まず最初に、夜間急患センターについてご説明させていただきたいと思ひます。今現在、夜間急患センターにつきましては、旧市民病院といひますか、古川の千手寺地区にございまして、そちらの建物で19時から22時までの夜間、医師会の協力を得まして、輪番制によって成り立っているものでございまして。そちらの機能につきましては、このたび大崎市民病院の敷地内に移転、そして新築したいといふこととございまして。その拠点となる施設につきましては、地域の合同研修を行う研修室であったり、あと感染症の対応を行うスペースであったり、基幹病院と構成病院の遠隔医療を担うスペースを設けたりといふ地域医療の拠点施設となるべき施設を新たに建設したいといふ形とございまして。

それと、財政的なシミュレーションといふこととございまして、こちらの整備費につきましては、今現在予定としまして、施設整備費で約5億円、設計費で2,600万円、その他の医療機器として約1億円といふようなシミュレーションをしておりまして、そちらの費用につきましては、大崎市はじめ1市4町で負担していくといふような流れになってございまして。

建設に当たりましては、病院事業債を活用するといふこととございまして、そちらは交付税措置等もありまして、交付税措置された後の金額が各構成町で負担していくといふような流れになってございまして。

以上とございまして。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） この図を見ますと、今まで加美病院といふのは急性期と慢性期の体制を取ってきたはずなんです、今後、回復期と慢性期といふ病院の体制になっていくといふ方向

性にあるようですけれども、これによって今まであった科の変更というものはあるものなのかどうか確認したいと思います。

なお、ベッド数については、美里病院は121床から90床に変更になっていますが、加美病院には変化はないということは確認できました。

以上、最初の点についてお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

加美病院につきましては、現在2次救急の指定を受けている病院でございます。2次救急の指定を受けているということで、救急車の搬送を受け入れる、今、手術や入院を受け入れるというような指定になってございます。

夜間急患センターが新しくできることによりまして、昼間の加美病院、昼の2次救急の受入れについては指定どおり継続をされると聞いております。ただし、夜間につきましては、大崎市民病院の前に新たに建設される地域医療連携の拠点施設に集約されることとなりますが、診療科につきましては現在のまま継続されるということでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 科の変更はないということで、少しほっとしたところなんですけど、この構想というものは、例えば5、6年前に国が進めていた病院の整理統合の計画とリンクしているのかどうか。今までは、加美病院の生き残りをかけるため、アドバイザーを呼んだり、いろんな対策を取ってきたかと思いますが、そういったことを、その心配は解消されたと解釈してよろしいんでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

加美病院が今まで行ってきました病院の改革につきましては、これは個々の病院で行ってきたものでございます。今回、大崎地域における機能分化、連携強化ということで、大崎地域における体制を強化するという大きなところにつきましては、一番は医師の確保が難しくなっているということが挙げられます。

加美病院につきましても、東北大学から医師を派遣していただいて、診療科の診療を行っている。また、夜間の当直につきましても、東北大学から派遣をしていただきまして成り立っているというものが現状でございます。

ただ、令和6年、来年4月からは、今の加美病院が行っております夜間の診療につきましては、夜間の当直医が寝当直でなければならないという形になりますので、当直医が夜間診療を行うということは労働基準法に違反するというので、各病院がそのような対応を取るということになってございます。

今、加美病院につきましては、大学病院から直接先生を派遣していただいているんですが、これからは大崎市民病院が中心となりまして、大学から大崎市民病院に医師を派遣していただく。そして、各大崎地域の公立病院に医師の当直医なり、その他の診療科目の医師を派遣していただくというような流れになってございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） では、確認なんですけど、夜間の診療は、今後は加美病院はできなくなるということなんですね。大崎市民病院のところにできる夜間救急センターに今後はお願いすることになるということが1点。

それからもう一つは、国がずっと進めてきている、経営状態のよくない病院については整理縮小とか統合とかといった、あの問題とは全くリンクしていない、別な計画であると解釈してよろしいですね。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

まず1点目、夜間診療の関係でございます。夜間診療の関係につきましては、大崎市民病院に新たにできる拠点施設で、夜間急患センターとしては、すみません、加美病院の夜間診療につきましては、令和6年4月以降は夜間診療はできなくなるということでございます。

あとは、これまで行ってきた取組については、その取組を踏まえまして、新たに国の持続可能な医療体制を確保するための公立病院の経営強化ガイドラインができたということで、それに基づきまして、今回、本来は大崎市民病院としてつくるべきものを、大崎地域全体で医療を支えていこうというような取組で、これは県内でも初ですし、全国的にもこういった取組がまだなされていないということで、県のバックアップもいただきながら、あとは東北大学の医学部長さんの強いバックアップもいただきながら今進めているというような状況でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号大崎市と加美町との大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約の締結に関する協議についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第79号大崎市と加美町との大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約の締結に関する協議については、原案のとおり可決されました。

○議長（早坂忠幸君） 暫時休憩いたします。14時30分まで。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14 議案第80号 訴えの提起について

○議長（早坂忠幸君） 日程第14、議案第80号訴えの提起についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第80号訴えの提起についてご説明申し上げます。

町営住宅の未収金につきまして、書面のほか電話や訪宅など催告を行い、住宅使用料の徴収に努めているところですが、本件の未納者につきまして、再三の催告にもかかわらず納付をいただけず、明渡し請求を行っても退去に応じないことから、家賃等の支払いの請求及び住宅明渡しの請求に関する訴えを提起することとし、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。16番伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） この案件、近年まれな付議案件なので、あえて聞かせていただきますが、これは月額の家賃はいかほどだったのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長です。

本件の対象となります家賃ということで、その年その年の収入に応じて家賃が異なります。
現段階で申し上げますと、1万6,000円ほどでございます、一月の家賃が。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 単純に平均1万6,000円だとして、175万何がしを滞納したということで、ずっと何年かにわたって滞納されてきたものだと思いますけれども、これは滞納整理機構等の関わりはありましたか。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） ありません。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） ある意味これがここまで、要するに額を大きくしてしまった原因というものは当方にはなかったものかどうかということだと思いますけれども、ちなみにこれは加美町の町営住宅に関する条例の第40条では、3か月たったら催促せよと。それでもって立ち退きというか、出ていってくださいということも可能であるというような7項目にわたる条例が決まっているわけですね。それがここまで大きくなってしまったというのはどのような原因なのか。それはこちらに瑕疵はなかったのかどうか。その辺についても反省の余地があるのではないかと思うんですけれども、かといって、これを裁判に訴えまして、出ていけと言っても、本人が出ていかない場合は強制執行なんかをかけるわけですかね。その辺のところを答弁お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長です。

まず、これまで10年ですかね、滞納を繰り返し、この方は行っておりました。その都度、条例または要綱に応じまして、滞納の通告等をその年々で職員が実施しておりましたが、最後の一步、明渡し請求の予告までは何度もしていたということを書類等でも残っているんですが、最後の一步をこれまで踏み出すことができなかつたのは事実であります。

ただ、昨年度から住宅の滞納の整理に当たりまして、厳粛に規則に基づいて行いましょうという町民課の熱い思いを、今回毅然とした態度ということで、この案件を議会に上げさせていただきます。

また、この訴えの内容には、後ほど補正予算にも上げさせていただいておりますが、最終的には強制退去費用、そういったものも含まれております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） やはり町民を訴えるというのは苦渋の決断というところもあろうかと思えます。しかしながら、これほどの滞納額になってしまった要因として、何か考えられるものがまず1点ですが、それから、この方、仕事をされて、収入もある方なのか、あるいは仕事ができないでいる方なのか、あるいは生活保護を受けておられる方なのか。ちょっとプライベートな情報になるかと思えますけれども、もし答えられる範囲であればお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課でございます。

これまでの滞納と申しますか、この方の訪問の記録をずっと見せていただきました。訪問または通知で、ご本人と直接お話ししたことも毎年あったように記憶してございますが、そのときに、お支払いします、または引っ越ししますというような回答をいただき、結果として引っ越しもせず、また入ってこなかったという事実があります。さらには、この方は、質問にもありましたけれども、仕事を昔は就いていたこともあるかと思うんですが、ここ何年かは仕事はしておりません。ただ、いつも同居人がございまして、その住宅の世帯の中では収入がある方でございますから、同居人の方にも支払いをこちらでもお願いした経緯もございましたが、住宅の使用料については、借りている人の責任なので、私には分かりませんというようなことを何度かいただきまして、それでも粘ったんですが、最終的にはお支払いしていただくことはできずに現在に至っております。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 滞納していたものは家賃だけなのか、あるいは水道料金とかは町のものですけれども、それを止めることもできますよね。そういったところ、電気代はおそらく東北電力でしょうから払っていたんだろうと思えますけれども、同居人の方か誰かが。その辺の詳細、分かりますか。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長でございます。

先ほどの話の中で、同居人が住宅の使用料以外の分で、折半ではないんですけれども、こことこの部分は払っていたというようなお話を後からちょっと聞いております。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） この案件については、致し方ない対応だろうと思えます。

このほかに、これほどでもないにしても、滞納されているような案件というものはあります

か。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長です。

先ほども申し上げましたが、昨年度より滞納の整理といたしますか、町民課の対応を、しっかりと整理をしまして、順序立てをして、昨年度は支払い督促という、裁判所を通して通知して、資力ある、要はお金があるのにお支払いいただいていない方々から、既に完納している方もございますし、今分納で払っていただいている方もございますけれども、そういったところで大きい滞納というものはございません。ただ、住宅全体の中で、生活保護を今いただいている方、受給者の方で、前に残っている分、それが年度を過ぎるごとに1つずつ、毎年不納欠損で落としますけれども、そういったところでの残っている部分はあるんですが、これからの部分では、滞納といたしますか、遅れている分はほとんどなく、今いる状況でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号訴えの提起についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第80号訴えの提起については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第81号 令和5年度加美町一般会計補正予算（第4号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第15、議案第81号令和5年度加美町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第81号令和5年度加美町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ2億1,863万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ139億1,243万4,000円とする補正予算と、地方債の変更を行うものであります。

内容につきましては、移住・定住促進事業としてファミリー住ま居る住宅取得補助金1,015

万円の予算を追加するほか、子ども・子育て応援基金への積立てや、中学3年生、高校3年生の受験生を対象としたインフルエンザ予防接種助成、インバウンド向け観光振興事業、公共施設の修繕工事などに関連する予算を追加するものであります。

歳入の主なものとして、地方交付税として、普通交付税4,508万1,000円増、国庫支出金として訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金600万9,000円増、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金320万円増、繰入金として財政調整基金繰入金1億円減、繰越金として2億3,130万4,000円増、諸収入として二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金420万7,000円増、地方債として臨時財政対策債200万円減などであります。

歳出の主なものについては、総務費でファミリー住ま居る住宅取得補助金1,015万円増、プレミアムポイント付与キャンペーン業務委託料150万円増、民生費では加美郡保健医療福祉行政事務組合負担金320万7,000円減、子ども・子育て応援基金積立金4,000万円増、衛生費ではインフルエンザ予防接種委託料100万円増、新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金320万円増、商工費ではインバウンド向けモニターツアー業務委託料266万7,000円増、雇用センター等施設修繕工事537万6,000円増、土木費では町営北原住宅修繕工事442万2,000円増、教育費では宮崎公民館空調設備修繕工事440万円増などのほか、職員人件費の組替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 今、町長からもあった内容なんです、補正予算書の26ページ、新型コロナウイルス個別接種奨励金320万円増、当初予算では、この奨励金という項目がなかったやに見受けられますので、こちらの詳細と、コロナ対策、5類移行前の当初予算で組んでおられると思いますが、5月からの5類移行によって、何か予算の組替えであったり、そういったものがあるかどうか、併せてお願いいたします。

それから30ページ、これも観光振興事業のインバウンド向け491万円増、こちらの一般質問でも産業振興課長から答弁ありましたが、委託料が3件でございます。こちらの委託料の詳細と委託先についてお願いいたします。

それから最後、35ページ、住宅管理事業で工事請負費、北原住宅の修繕費442万円について、詳細をお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

私から26ページ、コロナワクチン接種の個別奨励金についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、令和5年の秋接種に向けた奨励金ということでございまして、当初予算におきましては、春接種の分としまして1,310万円ほど計上させていただいております。今回、補正予算ということで、秋接種の分としまして320万円を計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

私からは30ページのインバウンド関係事業の委託料について答弁させていただきます。

3つの委託料でございますが、まずはインバウンド向けモニターツアー業務委託料につきましては、一般質問でもお答えしたところでございますけれども、加美町の自然を体感するアウトドアスポーツを軸とした訪日外国人向けのツアー商品を造成していくと。造成するに当たって、10月にまずモニターツアーを開催いたします。モニターツアーには、韓国人、それから台湾人の方を3名ずつ、その3名の中には1名のインフルエンサーを含むという内容で実施いたします。

先日の一般質問のときには、ちょっとまだお答えできる段階ではなかったのですが、日程的には10月6、7、8日の3日間でやりまして、例えば1日目は、まず中新田地区のぼのぼの館を見学いたしまして、その後、花楽小路商店街を町歩きし、キャラクターベンチまで行くと。あとは午後は小野田で草木染め体験をする。2日目につきましては、中新田地区で酒蔵体験見学、あとは午後は宮崎で陶芸体験をする。それと、小瀬菜大根の収穫体験、そういったものを行います。3日につきましては、SEA TO SUMMITに参加するというようなモニターツアーでございます。こういったモニターツアーをやる業務内容でございます。

2つ目のガイドインストラクター養成講座業務委託料でございますけれども、こちらにつきましては、インバウンド向けのツアー商品を造成するに当たって、受入れ体制も整えなくてはいけないということで、観光施設に従事する方なり、あと観光業務に関わる方、そういった向けの講座を開催して、講座で、例えば台湾と韓国の言葉を学ぶというのもそんな簡単にできるものではございませんので、例えばスマートフォンの翻訳アプリ、こういったものがあるので、こういったもので翻訳をして対応するとか、そういう来たときの接客とか、そういったものを学んでもらうような講座を考えております。

それと、旅行商品コンテンツ商品造成業務委託料につきましては、モニターツアーを通じて、加美町のシーズンごとのツアー、こういったものができるのか、その辺を検討していただく業務となっております。委託先につきましては、今回、補正予算をお認めいただければ、入札などによって業者を選定したいと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 小野田支所長。

○小野田支所長（内海 茂君） 小野田支所長でございます。

35ページの北原住宅修繕工事について説明させていただきます。

こちらの内容につきましては、北原住宅2部屋分の退去に伴うクロス等の修繕に係る費用を修繕工事として今回計上させていただいております。よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 1つ目のコロナウイルスの奨励金という名の性格上の、こういったものなのかということが分からないので、もう一回お願いしたいと思います。

それから、5類移行になって、何か予算措置について変化はあったのかということも併せてもう一回お願いします。

それから、議長にお願いなんですけど、ちょっと5件ほど職員給与について教育委員会管轄のものを聞きたいんですが、まとめて1回でもいいですか。

○議長（早坂忠幸君） 補正に載っていますか。（「はい」の声あり）では、いいです。

○4番（味上庄一郎君） はい。38ページの、先ほど町長からあった予算の組替えのことなのかどうか、ちょっと分からないのでお聞きするんですが、38ページの広原小学校の職員給与446万円減、それから賀美石小学校の同じく職員給与で505万円増、それから生涯学習課なんですけど、43ページ、社会教育総務費で職員給与466万円減、それから45ページ、中新田図書館の職員給与が480万円増、それから最後に47ページ、保健体育総務費で職員給与費622万円増、この一連の職員給与の増減について、一括してお尋ねしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

ワクチン接種におけます奨励金につきましては、こちらは医師会、お医者さんに支払う奨励金ということで、ワクチン接種をしていただいた場合、ある一定件数をこなしていただいた場合の奨励金ということで、今回は1件当たり2,000円の1,600件分を補正させていただいているものでございます。

それと、5類になって変わったかというところなんですけれども、令和5年度のワクチン接種におきましては、春接種の時点では65歳、あとは基礎疾患がある方というような制限がありました。今回、秋接種に向けては、全年齢を対象にということで今回接種をさせていただきますので、5類に変わって、今年は年2回のワクチン接種、あと国が100%負担するというような状況になってございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長、全部まとめて答弁してください。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長でございます。

教育委員会の教育総務課分としてご答弁させてもらいたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 全部、人件費だから。総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

教育費、10款の人件費の組替えについてご説明いたします。

これは全て人事異動に伴うものでございます。当初予算の積算につきましては、例年11月時点の配置を基本にして当初予算の積算をしております、それに対しまして、4月に人事異動が行われます。そこでどうしても職員が多く配置されたりとか、少なくなったり、または職員でなくて会計年度任用職員が入ったりとか、そういったいろいろな調整がされまして、それらの調整を今回の9月補正で一斉にさせていただいているということでございます。一個一個の流れはちょっとすみません、失礼いたします。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ありがとうございます。ということは、この一連の職員給与というものは、3月末の人事異動によるということですね。

○議長（早坂忠幸君） 4月1日付。

○4番（味上庄一郎君） 4月1日からの。4月1日からというと、前年度の予算、11月ということなんですけど、4月1日であれば、なぜこの9月の時期に補正なのか。もう少し早くできるのではないかという思いがして。この時期にこれが出てきたものですから、今お尋ねしたんですけれども、その辺の要因というのはどういうことでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

ご指摘のとおり、補正予算のタイミングといたしましては、6月定例会に計上するという方法もあるんですけれども、6月ですと、年度始まってすぐの段階でございますので、当初予算

で何とか支払いができるといいますか、予算が足りる分がほとんどでございますので、例年9月でその辺、人件費については調整をさせていただいていたというところでございます。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 金額の非常に少ないものもありますが、何点かお伺いします。

15ページの地球温暖化対策室に計上されています二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金420万7,000円ほどでしょうか、25ページには財源変更とかという記載もあるんですけども、この意味とか、どういった補助金なのか説明をお願いします。

それから、16ページの定住促進事業費、先ほど説明もありましたが、ファミリー住ま居る住宅取得補助金がなぜこの時期に補正になったのか。内容についてお伺いします。

それから、29ページの林業費で立ち木伐採補償費が82万9,000円とか、2段にわたって17万円6,000円とかが財源変更になったりしているところがあるんですが、この理由等について教えてください。

それから、36ページの東日本大震災災害対策費についてなんですが、本当に少ない、東日本大震災災害対策事業費の学校給食放射能対策事業、ほんの少しの5万5,000円ぐらいですか、修繕料があるんですが、これを学校給食費の食材の放射能測定費用かと思うんですが、機械が壊れたのかなど、修繕料になっていますけれども、今後も続けていくという意味では大事なので、お伺いします。

それから、戻って23ページの児童福祉事業費の子ども・子育て応援基金4,000万円ほど積立てになっていますが、そのことについての、これはふるさと応援基金から来ているものなのかどうか。ちょっと説明をお願いできたらと思います。

あとは、取りあえずお願いします。

○議長（早坂忠幸君） では、5件。地球温暖化対策室長。

○地球温暖化対策室長（早坂 卓君） 地球温暖化対策室長です。

15ページの雑入にあります二酸化炭素排出抑制対策事業補助金の関係についてご説明させていただきます。

こちらは当初、加美町の地球温暖化対策の実行計画につきましては、一般財源で予算化させていただきました。今回、環境省が行います二酸化炭素抑制対策事業補助金の計画づくりに関する支援事業ということで、こちらは間接補助になっておりまして、環境省から地域循環共生社会連携協会というところが交付することになって、こちらは今年度に入ってから補助金の申請を行ったところ、採択されましたので、今回補正として歳入を上げさせていただいております。

して、一般財源と組替えという形になりますので、よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。よろしくお願いいたします。

補正予算書の19ページでございますファミリー住ま居る住宅取得補助金についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、当初予算におきまして2,000万円の予算を計上させていただいております。4月3日から募集を開始させていただきまして、1週間でこちらの予算額2,000万円に到達をしております。その後、そちらの申請の後にも、やはりこういった事業をぜひ活用したいという問合せがございまして、これまでに24件ほど活用についてのご相談を受けてございます。その中で、年内に事業を完了し、年度内に登記まで完了する14件につきまして、今回1,015万円の補正をお願いしたところでございます。

ちなみに、当初予算2,000万円を活用させていただいて、申請を受けた件数につきましては29件、延べ、この29件で96名の方がこの事業を活用して移住・定住をしていただく予定になってございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（阿部正志君） 森林整備対策室長でございます。

ただいまのご質問でございますが、29ページの財源変更の内容についてでございます。こちらは予算書の15ページにもございますが、199万円ほど歳入で補正を計上させていただいております。そちらの立ち木伐採補償費を計上させていただいておりますが、そちらの歳入を見込みまして、今まで当初予算では林業総務費と林業振興費を一般財源から充てておりましたが、一般財源から特定財源その他ということで立ち木補償費を財源変更するという内容でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長でございます。

36ページの東日本大震災災害対策事業でございますけれども、ご案内のとおり現在、学校給食の食材の放射能測定あるいは空間線量の測定を行っているわけですが、これに使用する公用車の車検時の修繕ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

子育て応援基金ということで、そちらに今回、6月の補正で議案として、子ども・子育て応援基金ということで、そちらを設置させていただきましたけれども、今現在かみでんの700万円ということで、それに加えて今回、繰越しの中から子どもの給食費等の財源を確保するというような今後の使い方もあるということで、4,000万円を繰入れするというような補正を組ませていただきました。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 東日本大震災の件については、学校給食の食材の放射能検査については、ほとんどのところがやめてきているという状況があります。まだ震災後12年しかたっていない。12年もたったと言う人もいますが、セシウムの半減期は30年と思えば、まだまだ必要性があるかと思いますので、ずっと継続して空間放射線量及び食材の放射線測定も続けていっていただきたいとお願いしておきます。

それから、建築後随分たっている中新田中学校学校管理事業費の中の工事請負費が計上されていますが、この内容が分かりましたら教えてください。

それから同様に、文化財保護事業費の生涯学習課、中新田図書館管理……。

○議長（早坂忠幸君） ページ数、お願いします。

○8番（伊藤由子君） 45ページで、中新田図書館管理事業費も44万円でしょうか、計上されておりますが、この内容についてもお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長でございます。

40ページの中新田中学校学校管理事業の工事請負費でございますけれども、本件につきましては、現在、JA加美よつば、ラドファで米飯給食、お米を炊いたものを委託炊飯で行っているところがございますけれども、令和5年度末をもって、事務所移転ということもあるんでしょうけれども、学校給食事業を撤退するというような申入れがございました。そのために、自校式で中新田中学校、米飯給食をするということでございまして、今回、備品購入費と併せて施設設備修繕工事補正予算を計上させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野 仁君） 生涯学習課長です。よろしくお願いします。

ご質問のありました中新田図書館の修繕工事費ですが、44万円、自家発電設備工事の修繕です。同じように今回、自家発電修繕ということで、宮崎公民館、中新田文化会館、小野田文化会館ということで、4か所の自家発電装置の修繕料を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。15番米木正二君。

○15番（米木正二君） 30ページですけれども、4番議員も質疑しましたが、インバウンド関係で担当課長より説明がありました。韓国、台湾の方3名ずつ、10月6日から8日まで来られるということですが、宿泊はどこを予定されているのか。まず、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

宿泊については、中新田交流センターを予定しております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 林泉館に宿泊するのかなと思っていましたら、交流センターということですが、やっぱりインバウンドを、これから誘客をするということであれば、受入れ体制というようなことで宿泊施設等々の改修も私は必要になってくるんだろうと思いますけれども、林泉館にしる、交流センターは研修施設ですから、宿泊施設とはちょっと異なると思いますけれども、その辺、例えば林泉館、今の形態ではなかなか誘客は厳しいと思うんです。トイレもない、それからシャワーもお風呂も部屋にないというようなことでありますので、その辺、今後に向けてどのように考えておられるのか、お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

今回の事業なんですけれども、町から観光庁に事業の申請をしたのが7月になります。採択をされたのが先月下旬ということで、その時点で、まず林泉館が宿泊予約でいっぱいだったということも一つございます。

今後、宿泊施設の改修などについてでございますけれども、現在、同じように観光庁の事業で、そういった観光地の高付加価値化を図るという事業がございまして、そちらの申請に向け

て準備しております。申請に当たりましては、町の施設だけではなくて、町内の民間の施設も、そういった改修したいという方を現在募集しております、町、民間ともに観光地として受け入れられるように、そういった事業を活用して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 今、課長の答弁がありましたけれども、やはり今、観光庁なり、あるいは経済産業省なり、環境省でそうしたコンテンツの強化のための補助金制度があります。補助率がどのぐらいなのか分かりませんが、その辺、補助率はそれぞれあると思いますけれども、やっぱりそれらを活用して施設の改修を行うべきだなと思いますが、どうでしょう。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

現在、申請をしようとしている事業につきましては、国の補助率2分の1となっております。ただ、施設改修についても、全ての改修が要件となる事業でもなくて、補助の要件に合い、なおかつ補助の上限なんかもございますので、そういった要件に合い、なおかつ上限がある中で、希望される場合は民間の方にも活用していただきたいと思っておりますし、ほかにも何かいい事業があるかどうか、いろいろ探しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 産業振興課長にちょっとお聞きしたいんですが、25ページの健康増進施設管理事業、施設修繕226万4,000円と、それから31ページ、陶芸の里、温泉交流センターの備品購入198万円、それから保養センター施設設備修繕工事537万6,000円が計上されています。この中身よりも、当初予算で、全体ですと約4億円ぐらい指定管理料を各施設に出していただいて、そのうち約4割の2億3,000万円が加美町振興公社に指定管理を出しています。その中で、施設修繕関係も指定管理料の中には潜らせて、管理料として多分お支払いしていると思うんですけども、今回このように町で予算化して、施設の修繕だったり、あるいは備品購入だったりという、この線引きですね、その辺どのように考えているか、ちょっとお聞きします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

まず、施設関係の修繕でございますけれども、町の予算の中には、指定管理料は指定管理者に委託料として支払いますけれども、別に施設の修繕工事ということで、工事請負費もしくは

備品購入費にも当初予算で計上させていただいております。ただ、観光施設につきましても、大分経年劣化で突発的な修繕工事が発生したり、あとは消防設備点検などで指摘を受け、今回のように修繕工事の予算をお願いすることになっておるわけでございますけれども、まず指定管理者との工事関係、修繕に関する取決めにつきましては、基本協定書にその辺明記しております。

基本協定書にどのように明記しているかということでございますけれども、管理物件の修繕については、資産的価値の維持保全等、予防保全的修繕は町が行い、原状回復等緊急を要する事後保全的修繕は指定管理者が町の指示に基づいて行くと。これを基本とするとしておりまして、明確な線引きというものがされていない状況にあります。

そうした中で、指定管理者からは、その都度どここの施設でこういう機械が破損したとか壊れたとか、そういった報告をいただきまして、その内容とか緊急度とか、その辺いろいろ聞き取りをしながら、町で行うか、もしくは指定管理者で行うか、協議をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） なかなか線引きするのが難しいということですが、私が思うのには、やっぱり公社というのは、そういった工事関係専門の職員というのはいないと思うんですね。そうすると、やっぱり修繕工事にしても、なかなか管理監督ができない部分というのは結構あるし、職員にとっても大変重荷になるのではないかなと私は思っています。備品購入程度だったら、それは公社職員でも十分対応できると思うんですけれども、ですから、できれば来年度からでもいいですから、そういった工事関係は予算書にしっかりと計上させていただいて、それ以外の部分ですね、本当に公社の職員でも対応できるような小規模の修繕工事程度、その辺は指定管理料の中で対応できるようにしたほうが私はいいのではないかなと思っています。

指定管理料も大体見ますと、年間3,000万円ぐらいずつ増えているんですね。そうすると、指定管理料が増えることについても、理解いただければいいんですけれども、これを潜らせないで、こういった予算計上したりするやり方というものもなかなか、確かに町の職員は大変でしょうけれども、できればさっき申し上げたとおり、極力、専門職員のいる町の職員で対応してもらったほうが私はいいと思うんですが、いかがでしょうか、課長。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

例えば、加美町振興公社にも施設管理の担当の職員がございまして、常に各施設から連絡が来て、専門に対応している担当職員もおりまして、大分専門知識の持った職員もおります。やはり緊急的、あとは小さい修繕などについては、指定管理者にスピーディーに、お客様に迷惑のかけることのないよう対応してもらいたいとも思っておりまして、来年度の指定管理料、その辺の分についてもちょっと検討していきたいとは思っております。

いずれ、ちょっと施設もほとんど、大分年を取ってきておりまして、経費もかかってくるので、町としても、ちょっとその辺の施設の修繕計画とか、そういったものもつくりたいなど。その中で、指定管理者に担ってもらう部分とか、その辺も明確にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号令和5年度加美町一般会計補正予算（第4号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第81号令和5年度加美町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第82号 令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第16、議案第82号令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第82号令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ4,638万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ28億638万7,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、繰越金で3,459万7,000円増などであります。

歳出の主なものについては、総務費で産前産後保険料免除制度対応業務委託料666万6,000円増などのほか、一般会計繰出金及び予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第82号令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第83号 令和5年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第17、議案第83号令和5年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第83号令和5年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1億2,924万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ33億724万9,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、繰越金で1億2,644万8,000円増などであります。

歳出の主なものについては、諸支出金で前年度介護給付費負担金返還金3,492万7,000円増などのほか、職員人件費の組替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号令和5年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第83号令和5年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第84号 令和5年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第18、議案第84号令和5年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第84号令和5年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ94万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ324万5,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、一般会計繰入金84万8,000円増などであります。

歳出については、霊園費で補償補填及び賠償金38万円増などあります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号令和5年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第84号令和5年度加美町霊園事業

特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第85号 令和5年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第19、議案第85号令和5年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第85号令和5年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ797万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億1,197万1,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、分担金及び負担金で下水道事業受益者負担金403万円増、繰入金で一般会計繰入金460万円増などがあります。

歳出の主なものについては、簡易排水施設費で切込地区簡易排水施設用途排水業務委託料321万2,000円増、建設費で浄化センター長寿命化計画策定委託料270万円増などがあります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号令和5年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第85号令和5年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第86号 令和5年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第20、議案第86号令和5年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第86号令和5年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ492万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,792万6,000円とする補正予算であります。

歳入については、繰越金で426万6,000円の増などであります。

歳出については、職員人件費の組替えなどのほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号令和5年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第86号令和5年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第87号 令和5年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第21、議案第87号令和5年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第87号令和5年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正については、収益的支出において、配水及び給水費の材料費を150万円、総係費の給料及び手当、法定福利費、賃借料で158万3,000円を増額し、予備費を308万3,000円減額す

るものです。

資本的支出につきましては、建設改良費のうち配水設備費で1,076万4,000円を増額し、支出総額を1億6,996万8,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号令和5年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第87号令和5年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（早坂忠幸君） 暫時休憩します。15時45分まで。

午後3時34分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。日程第22、認定第1号令和4年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第32、認定第11号令和4年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまで、以上11件はいずれも令和4年度決算であり、関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第22、認定第1号から日程第32、認定第11号までを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第22 認定第1号 令和4年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第23 認定第2号 令和4年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第24 認定第3号 令和4年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第4号 令和4年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第5号 令和4年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第6号 令和4年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第7号 令和4年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 認定第8号 令和4年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 認定第9号 令和4年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 認定第10号 令和4年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第32 認定第11号 令和4年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（早坂忠幸君） 本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 認定第1号から認定第11号までについてご説明申し上げます。

認定第1号令和4年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第11号令和4年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの11件につきまして、別冊各種会計歳入歳出決算書及び附属書類並びに監査委員の意見書を添えて、決算の認定をお願いいたしますのであります。

詳細につきましては、会計管理者並びに上下水道課長からご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（大場利之君） 会計管理者です。

一般会計及び9つの特別会計の令和4年度歳入歳出決算について報告いたします。

決算認定に付する関係書類は、地方自治法第233条第1項及び地方自治法施行令第166条第2

項の規定により調製した歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書です。

それでは、1ページをお開きください。

令和4年度加美町一般会計歳入歳出決算書。

歳入です。款ごとの収入済額について報告し、その他の欄については省略させていただきます。

1 款町税、収入済額26億5,242万3,468円。

2 款地方譲与税、収入済額2億1,639万円。

3 款利子割交付金、収入済額58万2,000円。

4 款配当割交付金、収入済額708万1,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、収入済額555万4,000円。

6 款法人事業税交付金、収入済額4,962万1,000円。

7 款地方消費税交付金、収入済額5億6,389万9,000円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、収入済額88万1,783円。

9 款環境性能割交付金、収入済額2,007万3,000円。

2ページをお開きください。

10 款地方特例交付金、収入済額2,007万3,000円。

11 款地方交付税、収入済額57億1,632万8,000円。

12 款交通安全対策特別交付金、収入済額296万4,000円。

13 款分担金及び負担金、収入済額3,279万9,023円。

14 款使用料及び手数料、収入済額1億4,094万1,879円。

15 款国庫支出金、収入済額18億8,260万6,745円。

16 款県支出金、収入済額8億6,649万4,572円。

17 款財産収入、収入済額2億9,920万8,623円。

3ページをお開きください。

18 款寄附金、収入済額1億7,660万8,685円。

19 款繰入金、収入済額7億1,773万511円。

20 款繰越金、収入済額4億9,481万2,145円。

21 款諸収入、収入済額2億8,047万1,963円。

22 款町債、収入済額8億5,330万円。

23款自動車取得税交付金、収入済額4,000円。

歳入合計、予算現額154億7,221万円、調定額150億5,930万1,864円、収入済額150億84万8,397円、不納欠損額337万191円、収入未済額5,508万3,276円。

続きまして、4ページ、歳出です。款ごとの支出済額を報告し、その他の欄については省略させていただきます。

1 款議会費、支出済額 1 億3,823円。

2 款総務費、支出済額23億4,822万5,415円。

3 款民生費、支出済額36億3,831万2,510円。

4 款衛生費、支出済額 8 億4,373万7,245円。

5 款労働費、支出済額42万2,599円。

6 款農林水産業費、支出済額 5 億9,503万3,600円。

7 款商工費、支出済額 4 億2,972万4,387円。

8 款土木費、支出済額15億5,030万3,153円。

5 ページをお開きください。

9 款消防費、支出済額 4 億8,410万6,621円。

10款教育費、支出済額22億3,694万613円。

11款災害復旧費、支出済額 2 億7,492万1,770円。

12款公債費、支出済額14億3,626万5,028円。

13款予備費、支出済額ゼロ。

歳出合計、予算現額154億7,221万円、支出済額140億6,799万3,764円、翌年度繰越額 5 億9,609万8,000円、不用額 8 億811万8,236円。

6 ページをお開きください。

歳入歳出差引残額 9 億3,285万4,633円、うち基金繰入額 4 億円。

令和 5 年 9 月 12 日 提出、加美町長石山敬貴。

次に、国民健康保険事業等 9 つの特別会計について、実質収支に関する調書により報告させていただきます。

328ページをお開きください。

国民健康保険事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額28億9,735万4,000円。 2、歳出総額27億4,618万2,000円。 3、歳入歳出差引額 1 億5,117万2,000円。 4、翌年度へ繰り越すべき財源なし。 5、実質収支額 1 億5,117万2,000

円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額8,000万円。

339ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額2億7,916万3,000円。2、歳出総額2億7,363万円。3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額ともに553万3,000円。6、基金繰入額ゼロ。

368ページをお開きください。

介護保険特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額33億5,077万6,000円。2、歳出総額31億7,986万5,000円。3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額ともに1億7,091万1,000円。6、基金繰入額ゼロ。

375ページをお開きください。

介護サービス事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額688万3,000円。2、歳出総額468万2,000円。3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額ともに220万1,000円。6、基金繰入額ゼロ。

383ページをお開きください。

加美郡介護認定審査会特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額758万8,000円。2、歳出総額466万3,000円。3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額ともに292万5,000円。6、基金繰入額ゼロ。

390ページをお開きください。

霊園事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額489万3,000円。2、歳出総額360万4,000円。3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額ともに128万9,000円。6、基金繰入額ゼロ。

396ページをお開きください。

町営駐車場事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額272万1,000円。2、歳出総額216万2,000円。3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額ともに55万9,000円。6、基金繰入額ゼロ。

415ページをお開きください。

下水道事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額11億4,708万円。2、歳出総額11億179万2,000円。3、歳入歳出差引額4,528万8,000円。4、翌年度へ繰り越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額1,041万円、(3)事故繰越繰越額2,707万1,000円、計3,748万1,000円。5、実質収支額780万7,000円。6、基金繰入額

ゼロ。

427ページをお開きください。

浄化槽事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額9,490万6,000円。2、歳出総額8,787万7,000円。3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額ともに702万9,000円。6、基金繰入額ゼロ。

次に、財産に関する調書ですが、429ページから公有財産、物品、基金の決算年度中の増減高などを記載しております。なお、詳細については省略させていただきます。

以上、一般会計及び9つの特別会計の令和4年度歳入歳出決算に関する報告を終わります。

○議長（早坂忠幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（齋藤 純君） 上下水道課長です。

437ページになります。

水道事業決算報告書。

収益的収入及び支出。

収入。

第1款水道事業収益、当初予算額5億3,100万円、補正予算額1,000万円、合計5億4,100万円。決算額5億3,344万7,992円。予算額に比べ決算額の増減755万2,008円の減。うち仮受消費税4,429万7,701円。

支出。

第1款水道事業費用、当初予算額5億3,100万円、補正予算額1,000万円、合計5億4,100万円。決算額5億1,133万1,794円。不用額2,966万8,206円。うち仮払消費税3,346万3,615円。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入、当初予算額291万2,000円、合計291万2,000円。決算額291万2,000円。

支出。

第1款資本的支出、当初予算額1億5,021万4,000円、補正予算額4,500万円の減、合計1億621万4,000円。決算額1億161万5,279円。不用額459万8,721円。うち仮払消費税356万8,610円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,870万3,279円は、過年度分損益勘定留保資金7,514万3,669円、減債積立金1,000万円、建設改良積立金1,000万円及び当該年度消費税資本的収支調整額356万8,610円で補填いたしました。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

続いて、監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。監査委員職務執行者、ご登壇の上、報告お願いいたします。

〔監査委員職務執行者 小山元子君 登壇〕

○監査委員職務執行者（小山元子君） 監査委員職務執行者の小山でございます。

皆様お疲れのところ、もうしばらくお時間をいただきたいと思っております。

それでは、令和4年度加美町決算審査意見書のご報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項並びに同法241条第5項の規定により、審査に付されました令和4年度加美町一般会計・特別会計の歳入歳出決算書並びに基金運用状況を示す書類について審査を行い、9月1日、石山町長へ審査意見書を提出いたしました。

決算審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の対象は、令和4年度加美町一般会計及び加美町国民健康保険事業特別会計ほか8つの特別会計の歳入歳出決算と財産に関する調書でございます。

審査期間は令和5年7月14日から8月8日まで、審査の手續につきましては、ここに記載のとおりでございます。

2ページをお開き願います。

審査の結果は、審査に付されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書につきましては、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿、証書類等照合した結果、総じて誤りのないものと認められ、予算の執行及び関連する事務処理もおおむね適正に行われているものと認められました。また、基金の運用状況を示す書類の計数は関係帳簿等照合した結果、誤りのないものと認められ、基金の運用状況も妥当であると認められました。

決算の総括に移ります。

令和4年度の決算規模は、歳入総額は227億9,221万2,608円、うち一般会計は150億84万8,397円、特別会計が77億9,136万4,211円。歳出総額は214億7,245万1,126円、うち一般会計は140億6,799万3,764円、特別会計が74億445万7,362円、差引残額は13億1,976万1,482円、うち一般会計は9億3,285万4,633円、特別会計が3億8,690万6,849円となっております。

3ページ以降につきましては、時間の関係上、詳細を割愛させていただきますので、あらかじめご了承賜りたいと思っております。

会計別決算状況は、3ページ、表1に示してあるとおり、翌年度への繰り越すべき財源を差

し引いた実質収支は、一般会計が7億8,130万4,000円、特別会計全体では3億4,942万6,000円となり、いずれも黒字決算となっております。

4ページ、表3をご覧ください。

普通会計で決算状況を見ますと、実質収支は7億8,473万円の黒字ですが、単年度収支は1億4,142万1,000円、実質単年度収支も5億3,186万9,000円の赤字となっております。

6ページ、表6は、主要財務比率の年度別推移を示しております。

令和4年度では、財政力指数0.345、経常収支比率89.4%、実質公債費比率は7.3%となっております。

表7は町債の状況を示しております。令和4年度末現在高は167億2,241万9,000円で、前年度末現在高より8億6,371万6,000円が減少しております。

8ページからは、一般会計の決算状況でございます。

実質収支額7億8,130万4,633円のうち、地方自治法の規定によります財政調整基金繰入額は4億円で、翌年度への繰越額は3億8,130万4,633円となっております。

表10の歳入決算状況をご覧ください。収入済額では町税が26億5,242万3,468円、地方交付税57億1,632万8,000円、使用料及び手数料が1億4,094万1,879円、財産収入が2億9,920万8,623円、寄附金で1億7,660万8,685円、不納欠損額全体では337万191円、収入未済額は5,508万3,276円です。

11ページ、表14の決算状況では、支出済額140億6,799万3,764円、翌年度繰越額は5億9,609万8,000円、執行率は90.9%でございます。特に、災害復旧費の増加要因といたしましては、令和4年3月に発生した地震及び同年7月、記録的大雨による被害の災害復旧事業によるものでございます。

特別会計の決算状況は20ページからになります。

特別会計全体の歳入におけます収入率は99.3%、歳出では執行率が92.3%となっております。

表33をご覧ください。国民健康保険税の収納状況は、収納済額が4億5,266万7,396円、不納欠損額は159万300円、収入未済額で1,753万8,290円です。

後期高齢者医療保険料は表36、介護保険料は表40をご覧ください。

下水道使用料等の収納状況は、31ページ、表57をご覧ください。

収入済額は2億7,204万4,704円、不納欠損額は129万3,582円、収入未済額は2,764万1,892円となっております。

公有財産の状況ですが、34ページから35ページに示してあります。

普通財産においては、鳴瀬川総合開発事業用地として土地の売払いがあり、建物では、あゆの里物産館と旧漆沢除雪現場事務所などの解体、行政財産におきましては、旧中新田公民館の解体と中新田公民館の新築が行われ、賀美石幼稚園は行政財産から普通財産に移行しております。

36ページをお開きください。

基金の当年度末現在高は67億3,002万1,790円で、前年度末より31億5,347万4,632円増額しております。

なお、当年度におきまして、鳴瀬川ダム建設及び漆沢ダム再開発事業に伴い、町有施設に対する工事補償や土地売払収入など2億5,362万2,000円を原資に鳴瀬川総合開発基金を造成しております。

結び。

1、決算状況についてです。本年度の一般会計に特別会計を合わせました総決算額では、歳入227億9,221万円、歳出214億7,245万円で、決算収支は13億1,976万円の黒字、実質収支も11億3,073万円の黒字でございますが、実質単年度収支を見ますと6億4,836万円の赤字となっております。

一般会計歳入歳出決算状況は、前年度に比べ、歳入歳出ともに3.4%の減となっており、決算収支は9億3,285万円の黒字、実質収支も7億8,130万円の黒字でございますが、実質単年度収支は5億2,990万円の赤字となりました。前年度と比較した歳入の3.4%の減少は、地方交付税で2億5,460万円、県支出金などで2億430万円、町債で4億5,860万円などの減額によるものです。

一方、町税で5,216万円、財産収入で1億365万円、繰入金で1億7,189万円、繰越金で1億6,436万円などが増額しております。

歳出の3.4%の減少は、総務費で1億3,111万円、民生費で2億3,972万円、衛生費で3億3,092万円、教育費で1億8,003万円、公債費は1億1,423万円などの減額によるものであり、農林水産業費では5,416万円、土木費で2億2,668万円、災害復旧費では1億9,330万円が増額しております。

普通会計におけます歳入の構成は、特定財源は2.2ポイント、依存財源は4.1ポイント、それぞれ減少し、自主財源は、財産の収入の増加により4.1ポイント上昇しております。

歳出の構成では、義務的経費は1.5ポイント減、投資的経費は、7月の記録的大雨災害による災害復旧事業費が増加したことで1.2ポイント上昇しております。

2、町税等の徴収状況及び使用料収入等の状況でございます。町税等の収納率は全体で98.5%、国民健康保険税は95.9%と、いずれも前年度よりやや下回りましたが、納税者の利便性を図るため、コンビニ収納、キャッシュレス決済などを導入しております。住宅使用料の収納率は84.9%で、前年度より9.2ポイント向上しております。また、滞納繰越分については、裁判所を介しての支払い督促などの結果、大きく改善されております。各課における滞納整理の充実強化や収納努力につきましては評価するものであります。

なお、不納欠損額は、町税で130万5,000円、国民健康保険税で159万円、住宅使用料では157万円、介護保険料5,260円、下水道使用料等では129万4,000円となっております。主たる要因は、時効かつ所在不明、死亡、破産等によるもので、いずれの場合もやむを得ないものと判断したものでございます。

3、総評。

令和4年度は、行政改革集中期間の2年目に当たり、予算編成方針に基づき、歳入歳出全般にわたり徹底した見直しを行い、質の改善を図り、政策効果の高い歳出に転換することとし、「善意と資源とお金が循環する、人と自然にやさしいまち」づくりを進めるため、地方創生の推進や第二次加美町総合計画を実現しながら、厳しい財政状況の下、複雑多様化する行政需要にも対応してきております。

普通会計における歳入総額は、前年度より3.0%減少しております。その要因は、地方交付税、新型コロナウイルス関連の国庫支出金や県支出金などの減額が影響しております。一方、町税や財産収入は増加しております。なお、普通交付税で4.3%、特別交付税は3.1%減少し、町税では、町民税などの全ての税目で増加し、全体で2.0%増となっております。

歳出を性質別に見ますと、義務的経費は前年度より6.5%の減、投資的経費は、7月の大雨災害が影響し7.8%の増、その他の経費につきましては2.4%減となりました。

令和4年度の主要財務比率は、普通交付税や臨時財政対策債等の減額が影響し、経常収支比率は前年度より4.6ポイント上昇し89.4%と、財政の硬直化の懸念が高まっております。

また、実質公債費比率は7.3%、将来負担比率は22.0%と改善されてきておりますが、これ以上の財政硬直化を招かないためにも、経常経費を削減し、継続して財政改革に取り組む必要があると思われれます。

4、まとめ。

令和4年度は、第二次加美町総合計画の重点プロジェクトである里山経済の確立、健幸社会の実現、子ども・子育て応援社会の実現を目指し、人口減少や少子高齢化などの課題に向け、

地方創生等を活用した各種事業に積極的に取り組みました。

本年度も新型コロナウイルス感染症対策や経済支援など行政としての取組にスピード感と柔軟性が求められました。さらには、行政改革集中期間2年目と位置づけ、歳入の確保、事業の見直し、施設の再編にも取り組んでおります。

本町では地方創生を積極的に推進しており、地方創生推進交付金を活用し、これまでに移住・定住の促進、交流人口の拡大に向け、各種事業を実施してきております。

しかしながら、コロナ禍は続いており、中止や縮小を余儀なくされた事業やイベントも多くあり、各施設の集客もまだ回復していません。

エネルギー関連では、かみでん里山公社によりエネルギーの地産地消、循環型社会の構築、そして公共施設における電気料金の削減などが図られ、また大崎広域行政事務組合構成市町へ地域還元としての寄附を行っております。

本町の財政は、税などの自主財源が3割程度であり、多くを地方交付税などに依存している状況にあり、他の団体と比較しても財政力は高い水準にあるとは言えません。また、地方交付税も、合併による特例加算が終了し、令和元年度より一本算定に切り替わっております。

基金につきましては、当該基金残高は増加しておりますが、普通会計決算における実質単年度収支が令和3年度で7年ぶりに黒字になりましたが、令和4年度では再び赤字に転じております。要因といたしましては、地方交付税の減額などいろいろありますが、7月の記録的大雨災害による復旧事業費の増額により財政調整基金などを活用するに至っております。

今後も歳出を見直し、単年度収支のバランスを改善しなければ、適正な財政調整基金残高を確保していくことは難しいと推測されます。

また、経常的経費は今後も増え続けていく状況にありますので、行財政運営における財源の確保が懸念されるところです。

経常収支比率は、令和4年度は89.4%で、近年は地方交付税などの増減で大きく変動しており、比率の経年推移を見ていく必要がありますが、財政の硬直化を招く要因は多く、財政の健全化を図ることが喫緊の課題にあることは変わりございません。

将来にわたって安定的な行財政運営を行っていくためには、行財政改革の推進、公共施設等の個別施設計画の実施、政策効果に基づく事業の再編に努めることが肝要であり、徹底した予算の執行管理を望むものであります。

今後も引き続きまして、住民福祉の増進にも努めていただきたいと思います。

また、ふるさと納税は1億6,638万円になりました。今後も加美町の魅力を発信するとともに

に、返礼品のラインナップの充実などを図りながら寄附拡大に取り組んでいただきたいと思います。

なお、新型コロナウイルス感染症におきましては、感染対策事業や様々な経済支援事業など、前例のない業務に全職員が協力し対応されましたことには大いに評価するものであります。令和5年5月8日から5類の感染症に移行しましたが、今後も国における対応など、住民の皆さんへ速やかに周知していただきたいと思います。

続きまして、令和4年度加美町水道事業会計の決算審査意見書についてご報告申し上げます。

1ページをお開き願います。

令和5年7月14日に審査を実施し、その結果は、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、いずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成され、当該年度末における財務状況及び経営は適正に表示されており、事業も総じて経営努力され、かつ事務処理も適正であると認められました。

5ページをお開きください。

水道使用料の収納状況は、収入済額4億7,519万2,744円、不納欠損額175万7,195円、収入未済額は4,034万1,752円、収納率は91.9%で、前年度より0.5ポイント向上しております。

6ページ、損益計算書をご覧ください。

営業利益は820万4,673円、経常利益2,032万1,127円、特別損失は177万3,539円、当年度純利益1,854万7,588円、当年度末未処分利益剰余金は5,939万6,424円となっております。

財政状況につきましては、8ページ、貸借対照表をご覧ください。

資産の合計は30億1,663万7,022円、負債合計が9億7,598万9,461円、資本合計は20億4,064万7,561円となっております。

11ページをお開き願います。

令和4年度の業務実績は、給水人口が2万1,550人で、前年度より334人減少し、給水普及率は99.63%で、前年度より0.08ポイント増加しております。年間配水量は251万9,767立方メートルで、このうちの59.2%に当たる149万684立方メートルが広域水道事業所からの受水量で、前年度より3万891立方メートル増加しております。

また、有収水量は204万6,253立方メートルで、前年度より2万5,614立方メートル減少し、有収率も1.6ポイント低下し81.21%となっております。

建設改良では、施設の長寿命化を図るため、設備の機器類の更新が計画的に執行されております。

次に、経営内容を損益計算書で見ますと、事業収益は前年度より768万円増の4億8,902万円、事業費用は1,399万円増の4億6,870万円となり、支出の増額が大きかったことなどから、当年度純利益は前年度より729万円減の1,854万円となっております。

また、有収水量、1立方メートル当たりの供給単価は210円2銭、給水原価は215円47銭で、給水原価が5円45銭上回っております。給水状況は、1人1日平均給水量は前年度より1リットル増加し260リットル、年間無効水量の割合は11.9%と、前年度より1.7ポイント増加しております。引き続き、有収率向上等に努められたいと思います。

今後も水資源の有効活用を図っていただきまして、近年頻発している自然災害時におきましても安定的な水の供給ができるよう、施設水準の向上に努められたいと思います。

また、水道使用料の収納状況につきましては、収入未済額は現年分、過年度分ともに減少しており、適切な対応による収納努力は評価するものであり、引き続き収納率向上に取り組んでいただきたいと思います。

終わりに、記録的大雨により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、大雨災害対応に当たられました関係者の皆様、職員の皆様に感謝申し上げます。

また、本年度におきましても、新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただきました医療従事者の皆様、関係者の皆様に心より御礼申し上げ、最後のご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第11号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する令和4年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する令和4年度決算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。本議会は令和4年度決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、本議会は令和4年度決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会することにいたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、議員各位に申し上げます。委員会設置条例第9条の規定によりまして、令和4年度決算審査特別委員会を直ちに本議場に招集いたします。

午後4時34分 散会

上記会議の経過は、事務局長猪股良幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月14日

加美町議会議長 早坂忠幸

署名議員 伊藤由子

署名議員 木村哲夫

